

## 第5回日野町議会定例会会議録

平成28年9月15日(第3日)

開会 9時00分

散会 15時59分

### 1. 出席議員(14名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	池内俊宏
教育次長	古道清	総務課長	高橋正一
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	橋本敦夫	住民課参事	山田敏之
福祉課長	宇田達夫	介護支援課長	夏原英男
農林課長	藤澤隆	商工観光課長	外池多津彦
建設計画課長	望主昭久	上下水道課長	長岡一郎
生涯学習課長	山本和宏	学校教育課参事	野瀬薫
会計管理者	福本喜美代		

### 4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	西河均	総務課主査	山添史郎
--------	-----	-------	------

## 5. 議事日程

### 日程第 1 一般質問

2 番	後藤	勇樹君
8 番	蒲生	行正君
10 番	高橋	渉君
7 番	齋藤	光弘君
5 番	谷	成隆君
6 番	中西	佳子君
11 番	東	正幸君
13 番	對中	芳喜君

## 会議の概要

－開会 9時00分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

2番、後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** おはようございます。

それでは、通告書に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず、現在、滋賀県内では公立29カ所、それから私立29カ所、合計58カ所の認定こども園が運営されており、当町においても、桜谷幼稚園と保育所さくら園を今年度限りで廃止し、新たに平成29年4月1日より町立の認定こども園である町立桜谷こども園を設置すること、ご提案をいただいております。今定例会においても、認定こども園設置に向けた条例改正などが議案に上がっているところでございます。

この件につきましては、昨日の質疑でも多くの議員さんから質問が出ましたが、認定こども園の設置は、現在問題になっております待機児童や、また、隠れ待機児童の解消に向け、私も大変期待しているところでございます。

そこで、日野町立認定こども園の設置および運営について、何点かお尋ねしたいと思います。

まず、1つ目ですけれども、認定こども園施設の類型には、幼保連携型、それから幼稚園型、保育所型、地方裁量型とありますが、新たに設置される町立桜谷こども園は、幼保連携型認定こども園と伺っております。幼稚園と保育所を個別運営せず、認定こども園とすることへの想定されるメリットとデメリットを教えてくださいたいと思います。

2つ目ですが、桜谷幼稚園と保育所さくら園は、現在モデル事業として一部事業を合同で運営されていますが、この間の保護者の方々からの評価や意見などを教えていただけますでしょうか。

そして、3つ目ですが、今まで幼稚園の所管は文部科学省、保育所の所管は厚生労働省と分かれておりましたが、認定こども園では文部科学省と厚生労働省の両方が所管となり、当町においても福祉課の管轄となります。このことによって、運営

側、保護者側、それぞれに対応の変化や混乱等が起こることはございませんでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 2番、後藤勇樹君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** おはようございます。

ただいま後藤議員から、認定こども園の設置運営についてご質問をいただきました。

今議会で提案をさせていただいております、桜谷こども園の認定こども園施設の類型につきましては、既存の幼稚園と保育所が近接し、お互いが協力し合える現在の状況のまま移行することから、幼保連携型ということで提案をさせていただいております。認定こども園とすることで想定されるメリットでございますが、合同運営では、同じ園舎とクラスに幼稚園児と保育園児が混在していましたが、認定こども園となることで、子どもたちの一体感がさらに高まり、合同運営でつくることのできた育ち合える集団による幼児教育を幼保連携型認定こども園教育・保育要領のもとで、さらに進めることができると考えております。

また、桜谷幼稚園と保育所さくら園での合同運営に対する評価や意見についてでございますが、合同運営をする前の幼稚園の年齢ごとの人数は10名に満たない状況でございましたが、合同運営の実施により20名近いクラスとなり、園児同士の集団での活動が活発となり、相手のことが分かり合える気持ちが育つなど、切磋琢磨する姿勢が見られると保護者から評価をいただいております。また、小学校からは、育ち合う集団として小学校へ円滑に接続することができ、例年と比べ、集団として学習する方向に向かう姿勢が早かったとの評価もいただいております。

ご意見としては、延長保育の実施や施設の充実について伺っておるところでございます。

次に、幼保連携型認定こども園は、県では健康医療福祉部子ども・青少年局子育て・青少年育成係の所管であることから、県内各市町の状況を鑑みて福祉課の所管と考えております。ご質問のとおり、幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育指針のもとで、それぞれ教育・保育に取り組んでおりますが、幼保連携型認定こども園は、これらの整合性を図った幼保連携型認定こども園教育・保育要領のもとで教育・保育に取り組むこととなります。これらはいずれも基本的な考え方は同じであり、どの子どもも必要な教育・保育が受けられるよう、共通のカリキュラムにより臨むこととしております。

こうしたことから、所管にかかわらず、運営側、保護者側それぞれの対応に大きな変化が起こることはないと考えておまして、今後においても保護者の思いに寄り添いながら、よりよい幼児教育・保育に努めてまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 町長、ご答弁ありがとうございます。

私も、10名から20名を超えるクラスになることによって、幼い時期から社会性が育っていくのではないかという点でも大変期待しているわけでありますけれども、そこで、ちょっと再質問をさせていただきます。

桜谷幼稚園と保育所さくら園は、現在も一部事業を合同にて運営されているわけですが、新たに認定こども園になることにより、今度、園児の募集につきましては、これは一律で募集をかけられるのでしょうか。それとも、幼稚園対象者と保育所対象者を分けて行うのでしょうか。また、募集の方法などは今までどおりでしょうか。この点をお伺いしたいのが1つと、それから、日野町では現在、幼稚園と保育所両方の免許を持った方を職員として採用しておられますけれども、職員採用について、今までと比べて、こども園になることによって何か変わりますでしょうか。

また、昨日も宇田福祉課長のご答弁の中で、わくわくさん、きらきらさんというお話が出てきておりましたけれども、認定こども園では、お昼で帰宅する児童と、夕方まで園内で保育する児童が分かれます。それぞれを受け持つ職員さんにも、お昼から事務的な仕事に入ることができる方と、また、夕方から事務仕事に入る人に分けられると思います。この点において、職員さんの間で待遇の違いであるとか、人間関係とか、職員同士のコミュニケーションなどに問題などは起こらないでしょうか。また、この点におけるケアとかサポートなども考えていらっしゃいますでしょうか。

それと、保育所を利用するためには、両親がともに就労しているなど、家庭において保育を行うことができない、いわゆる保育の必要性の認定を受けなければなりません。そのため、利用開始後に保護者が退職するなど、保育の必要性の認定要件を満たすことができなくなった場合、保育所であれば、月末までに退所しなければならないという原則がございますけれども、この点、認定こども園の場合は、どのような扱いになるのでしょうか。

また、幼保連携型認定こども園のカリキュラムは、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合して策定された幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき実施されるというふうに、今も町長の方からお伺いいたしましたけれども、これは従来の幼稚園や保育所のカリキュラムとは何か異なる点がございませうでしょうか。

また、ご家庭の環境の予期せぬ変化などによって、年度途中で1号認定と2号認定が切りかわる子どもさんも想定されるわけですがけれども、幼稚園部分と保育所部分のクラスは、これは別々になるのでしょうか。

また、1号認定の子どもさんにも給食は提供されるのでしょうか。

この点についてお尋ねさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 福祉課長。

**福祉課長（宇田達夫君）** おはようございます。

ただいま後藤議員の方から再質問いただきましたので、答弁の方させていただきます。

まず、園の募集はどうするのかということでございますが、これにつきましては、現在と同じように、短時間部については教育委員会で、長時間部については福祉課の方で募集をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、職員の免許についてでございますが、これについても現在と同じように、両方の免許を持った職員ということで対応をさせていただきます。

そして、園児の方は、お昼過ぎで帰る子どもさん、夕方までいるということで、職員の方の対応なんです、その点については、現在の合同運営では幼稚園の先生、保育所の保育士というところが混在しておりますが、今度認定こども園とすることで、お互いが協力し合える体制がしっかり整えられるものというふうに思っています。そのことにつきましては、しっかりと研修など通じてサポートしていけるようにというふうに考えております。

また、保育所を利用している両親が年度途中で退職などされた場合に、現在までは退所ということになっているのが、今後の扱いということでございますが、通常、保育所であれば、ご指摘のとおり退所ということになるんですけども、今回の認定こども園の場合につきましては、3、4、5歳児の場合には退職された段階で1号認定を行い、短時間部ということで、そのまま園の方に残っていただけるというふうに考えております。

続きまして、幼保連携型認定こども園について、現在ですと幼稚園の教育要領、また、保育所の保育指針に基づきまして運営がされているわけですが、幼保連携型の教育・保育要領となり、何か変わっていくのかというようなご質問でございます。これにつきましては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領につきましては、幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性、また、小学校における教育との円滑な接続、また、認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮という、3つの基本的な考え方として策定をされておまして、現在と考え方が変わるものではないというふうに考えております。

続きまして、家庭の都合によりまして年度途中で1号認定、2号認定が切りかわった場合に、クラスは別々になるのかということでございますが、認定こども園につきましては、1号認定の子どもも2号認定の子どもさんも、もともと同じクラスで過ごしていただいております。そのことで育ち合える集団が確保をできているというふうに考えております。

続きまして、1号認定の子どもさんにも給食がということでございますが、現在と同じように提供をするものでございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 宇田福祉課長、ありがとうございます。

クラスが1つですので、途中で変わるということがないということは、たとえ親の事情などあったりして1号、2号が変わったとしても、子どもにとっては全く変化がないということで、精神的に非常に子どもさんも安心して通園できるんじゃないかというふうに私も思います。

そこで、再々質問になりますけれども、認定こども園では、保護者の就労状況の変化などにかかわらず子どもが通いなれた園を継続できるということで、今もお話ししましたように、転園に伴う子どもの精神負担も大きく軽減されると思います。そこでお聞きしたいのですけれども、年度途中で、今もさせていただいた質問に関連するわけですけれども、幼稚園部分から保育所部分へ、そしてまた、その逆ですね、保育所部分から幼稚園部分へ切りかわる場合、こういった切りかえをすること自体は、逆も可能なのかどうかということをお尋ねしたいということと、それから、認定こども園の幼稚園部分と保育所部分は併願できますでしょうか。それから、保育料以外に必要な経費がもしかかるとしたら、この辺も教えていただきたいと思います。

また、今回は桜谷のこども園についてなんですけれども、今後もまた、町内でこども園を増やしていられるご予定というのがございますでしょうか。この辺をお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 福祉課長。

**福祉課長（宇田達夫君）** 後藤議員の方から、再々質問の方いただきました。

認定こども園につきまして、年度途中で幼稚園部分から保育所部分へ、また、その反対はできるのかということでございます。3、4、5歳児につきましては、保護者の就労により、1号認定か2号認定かにより変更は可能と考えております。このことが認定こども園をすることの1つの大きなメリットというふうに、こちらの方でも考えております。

また、幼稚園部分と保育園部分の併願についてでございます。併願につきましては、申し込みをいただくと、いただいた段階で、まず町としては1号か2号かの認定を行うこととなります。そのことで自然に併願というのはできないというふうな考えでございます。

また、保育料以外の必要な経費ということでございますが、保育料以外には、1号認定の短時間部の子どもさんにつきましては、保育料に含まれておりません給食費および教材費が必要となります。しかし、これは現在と同額というふうに考えております。

そして、今後の予定ということでございますが、今年このような形で、まず認定

こども園を始めさせていただき、また、わらべ保育園さんの定員の増などで50人程度の受け入れ増ということをご予定しておりますが、そんな中で、そういうような今後の申し込みの状況、また、出生数の推移、そのようなことを考えながら、今後につきましては必要に応じて、また考えていきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 何分こども園というものの自体が、日野町では初めてになるわけですが、幸い桜谷の場合にはモデルケースとしてしばらく運営されておりましたので、そういった経験が生かされてくるんじゃないかということで、大変私も期待しておりますので、ぜひそこで蓄積されたデータなども今後生かしていけるようにご活用いただければというふうに思いますし、また、子どもさんが親の事情とかいろいろありましても、子どもさんの精神状態であるとか、社会性を育てることって非常に大事なことであるというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、続きまして2つ目の質問に移らせていただきます。

日野町には、800年以上の歴史がある日野祭の主役となる曳山や、日野祭囃子をはじめ、雅楽、日野椀など、すぐれた伝統文化や芸術、工芸品などが現在に伝わっておりますが、それらを維持、継承、振興していくことが、資金的にも人材的にも年々困難になってきております。中には町からの補助金などが出ている場合もありますが、綿向神社宮商社楽人座雅楽団のように補助金や行政からの支援をほとんど受けておらず、今後の維持継続が危ぶまれているものもございます。

そこで、町内で行われているこれらの文化芸術活動と行政のかかわりについて、お尋ねしたいと思います。

まず1つ目ですが、日野町における伝統文化・芸術のうち、町からの補助対象となっているものとそうでないものがございますが、対象となる場合、ならない場合の基準を教えてくださいと思います。

そして、2つ目ですが、以前、田舎体験民泊の入村式や離村式において、日野祭囃子を実演していただいたことがございますが、民泊の子どもたちや受け入れ家庭の人たちにも大変好評でして、その後の子どもたちの交流の中でも日野の思い出として語られてまいりました。

3年ぐらい前になると思いますけれども、京都の大山崎の小学生さんたちがお越しになられたときに、日野公民館だったと思いますけれども、日野公民館で祭囃子の演奏というのを式の中でやっていただいたんですね。その後も私も、もう4年、5年ぐらいずっとその子どもたちと交流をしております、夏休とか春休みなどを使ってよく遊びに来てくれるんですけど、その中でも、必ずそのときの思い出として、この祭囃子のお話が出てきますし、この子どもたちだけじゃなくて、その離村

式、入村式に来ていらっしゃる町内の受け入れ家庭さんたちにも非常に好評でして、あの祭囃子聞くとときどきしたわというような生々しい感想とかも、たくさん聞かせていただいているわけなんです。

このような民泊や各種イベントにて、町民や来町者が祭囃子や雅楽などと触れる機会をもっと増やし、多くの人々が日野の文化に親しむ機会を増やすことはできないものでしょうか。

3つ目ですが、雅楽団など文化芸術に対する町からの補助の拡大や、補助の基準の緩和などはできないものでしょうか。

この点について、お尋ねさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（今宿綾子君）** 皆様、おはようございます。ただいま後藤議員よりお尋ねがございました日野町における伝統文化・芸術のうち、町の補助対象となる場合の基準についてのご質問をいただきました。

日野町には、すぐれた民俗行事ですとか民俗芸能、また、工芸技術などの文化が伝承されております。このうち、国の重要無形民俗文化財に「近江中山の芋競べ祭り」、また、県の無形民俗文化財に「日野曳山祭」がそれぞれ指定されております。

町では、文化財指定にされていることを補助対象の基準といたしまして、この2つの民俗行事を保存・継承する対象といたしまして、それぞれの保存団体でございます「芋くらべ祭保存会」、そして、「日野曳山保存会」に補助金を支出しているところでございます。

続きまして、多くの人々が日野の伝統文化に親しむ機会を増やしてはどうか、とのご意見をいただきました。

日野曳山祭囃子方交流会の皆様方には、海外からの農村生活体験などで日野祭囃子の演奏体験をご指導いただいておりますほか、氏郷まつり、また、栈敷窓アート、そしてひなまつり紀行など、さまざまな事業におきまして日野祭囃子を披露していただいております。

宮商社の皆様方におかれましても、日野祭をはじめ、近隣の縁日法要ですとか祭礼に出向していただきまして雅楽を演奏していただいているほか、桜谷小学校におきましても、音楽授業の一環として雅楽を学ぶ機会を提供していただいております。

今後は、近江日野商人館やふるさと館での事業実施など、このようなすばらしい日野の伝統芸能を知っていただく機会を検討し、そして、たくさん触れる機会を増やすということは大切なことだと思いますので、充実していきたいと考えているところでございます。

そして、3つ目に、雅楽団など文化芸術に対する補助の拡大や補助基準の緩和はできないかのご質問でございますが、鳥居平地区の住民の方々が協力していただ

きまして、地域に根づいた伝統芸能や音楽を守る活動に力を注いでいただいていることにつきましては、本当に素晴らしいことであると敬意を表する次第でございます。また、町内の各地域におかれましても、祭礼をはじめとする伝統文化や芸術を大事にして保存、継承されておりまして、どのような政策目的をもって日野町の文化財保存事業の対象とするかという観点で申し上げますと、先にお答えいたしました文化財指定の有無を基準としておりますことから、当該事業に対しましての補助基準を緩和するという事は困難なことであると考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 今宿教育長、ご答弁ありがとうございます。

補助基準の緩和であるとか補助の拡大というのは、文化財の指定を受けているかどうかというような基準になっている以上難しいということで、ご事情も分かるわけですが、それでは、再質問させていただきます。

綿向神社宮商社楽人座雅楽団の活動に関連して、いくつかお尋ねさせていただきたいと思いますが、この楽人座は綿向神社など神社の祭事をはじめ、桜谷小学校での体験学習、また、文化祭での演奏など、平成26年、平成27年には、それぞれ年間13回の雅楽演奏に出向いております。現在、綿向神社をはじめとした日野町内のいくつかの神社での伝統にのっとり、鳥居平の楽人座が活動しておりますけれども、雅楽で使用する楽器類は、笙をはじめとして非常に高価なものが多く、さらに、頻繁にメンテナンスを必要とするため、そのための費用もばかになりません。また、装束も季節や祭事によって異なりますので、その費用も高額となります。夏用の装束、冬用の装束というのがございますけれども、こういったもの以外にも、例えば昨年でございますと、綿向神社さんの式年遷宮に、この楽人座さんが呼んでいただいて演奏されたわけですが、そのときに楽人座さんの着ていらっしゃる装束と、式年遷宮に出席していらっしゃる大工さんの装束が非常に近いと、かぶってしまうということで、そういう場合のために、また別の装束というような話もありまして、装束だけでも結構なお金がかかってくるわけですね。

これらの経費のほとんどは、雅楽団に所属する方々が個人で負担しておられます。このことは、雅楽団の存続や綿向神社などの祭事の今後の存続にとっても、大きな不安材料となっております。文化財に指定されていないから町からの補助や助成は行えないということであれば、民間の企業や財団などが行っているさまざまな補助のご紹介であるとか、または推薦などを行うことでのサポートをしていただくことはできませんでしょうか。

2つ目に、また、町内の文化・芸術・伝統工芸などにかかわっている方々の中には、ホームページなどを開設して、その活動を広報している方もあります。町内には雅楽以外にもコーラス、合唱コンクールなどもございますけれども、こういった

コーラスのグループとか俳句の結社、それから、写真や絵画の同好会など、芸術や文化にかかわる多くの方々がいらっしゃいます。町のホームページから、そのような方々のサイトにリンクを張るとか、また、そのような活動を一覧で紹介するようなページや広報物をつくるなどの、町のホームページまたは町のホームページの中にそういうものをつくってお知らせする、こういったことなどをして、日野町の文化・芸術活動を側面からサポートすることなどを検討していただくことはできませんでしょうか。お尋ねさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（山本和宏君）** おはようございます。ただいま後藤議員さんの方から、伝統文化等々の補助等についての再質問をいただきました。

歴史と伝統の中から生まれました、大切に守られてきています伝統芸能ですけど、人々の生活の中で長く親しまれてまいりまして、定着しているところにひどく感動しているところでございます。

これらの伝統芸能、民俗文化は地域の文化遺産ということで、豊かな生活を実現していくためにも、非常に貴重なものかなというふうに思っております。町としましては、先ほど申しましたように、文化財指定が一定の補助の目安となっておりますが、文化庁では次世代を担う子どもたちを対象にした支援のほか、先ほど後藤議員おっしゃっていただきましたように、民間の企業や法人など、伝統文化を正しく後世に継承することを目的とした支援をされている制度がございます。先ほど後藤議員おっしゃっていただいたように、今後はそういったサポートについては十分にこちらも勉強させていただきますして、ご案内させていただければなというふうに思っております。

平成9年におきましては、当時の安田生命の財団でありましたところから、この楽人座にも一定助成があったように記録が残っております。そういったところで広くアンテナを張りまして、今後そういった活動の支えができればなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

2つ目のご質問です。町のホームページ等で、多くの文化サークルも含めまして文化の継承、そういったものの側面からサポートできないかというようなご質問をいただきました。

そういった部分でのところは、今後ホームページを管理しています企画振興課とも協議しまして、そういった部分で広くPRできないかなというふうにも思っておりますし、また、ふるさと館におきましては、今回、協力隊の隊員さんにご尽力いただきまして、ホームページ等も今現在作成している最中でございます。一部できているというようなところもございますが、今後、そういったところでも広く文化の継承ができるように、しっかりとサポートしていけたらなというふうに思いま

すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 山本課長、ありがとうございます。

文化財の指定を受けていないものに対する助成というのは、非常に難しいところがあるのも理解できますし、今までも楽人座さんはじめ何か行事などありますと、そういったところに呼んでいただいたりして、便宜を図っていただいていることも非常に感謝するところでもありますけれども、しかしながら、こういった貴重な伝統文化というのが多くの場合、個人個人の方のお金であるとか、情熱であるとか、こういったものによって守られているというのも事実でして、そういった部分の苦勞などもありますので、次に継いでいく方もなかなかあらわれにくいというのも事実でして、でも、このままこういった火を消していくことはやっぱりできませんので、ぜひ、そういった助成や補助などのご紹介であるとか、推薦とか、こういったサポートの形をとっていただいたり、広くご紹介していただきながら伝統の文化や芸術を守っていくということを、これからもぜひ積極的に取り組んでいただきたいとお願ひをさせていただきますして、私からの質問にさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、8番、蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** 皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問通告書に基づきまして、今日までと同様に、今回も分割方式にて質問を行わせていただきます。

本題に入ります前に、全国初の18歳選挙となるのかなと思われました7月3日投票の日野町長選挙が無投票となり、今議会が選挙後初の議会となりましたので、四たび日野町政のかじ取りを託されました藤澤直広町長に、我が会派を代表して、ならびに野党の全ての会派を代表して祝意を申し述べます。無投票にてのご当選、まことにおめでとうでございます。ご健康に留意をなされ、第4期目の4年間、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

半年前、去る3月24日に行われました京都大学の卒業式で、山極壽一総長が、各学部の代表者に学位記を手渡し、卒業生を次のとおり戒められました。「忘れてはならないのは、自分と考えの違う人の意見をしっかりと聞くこと。自分を支持してくれる人の意見ばかり聞いては、やがて裸の王様になって、判断が鈍る」と。

藤澤町長は百もご承知とは存じますが、改めてこの言葉を胸に刻んで、日野町政発展のためご活躍いただきたいと存じます。

次に、去る7月17日に、西大路ユースクラブ主催による第9回西大路どろんこバレー大会が、平子地先の水田で成功裏に開催されました。この成功裏の開催は、建設計画課松尾参事の迅速なる対応があつてのこととあります。6月22日、どろんこバレー大会の水田の所有者より、水田横の平子川の堤防に陥没箇所があり、参加者

に危険が及ぶと思われますと私に連絡が入りました。すぐさま現地に赴き、写真を撮り、建設計画課松尾参事に、どろんこバレー大会開催日までに改修していただくようご依頼をいたしましたところ、日を置かずに対応をいただき、6月29日には修理を終えていただきました。最初は柵などをして危険を知らそうかと、こう思っていたところでございます。この松尾参事の素早い対応を大いに評価するものであり、今後も、この姿勢を広く全ての町職員が見習ってくださることを強く望むところであります。

次に、日野地区にお住まいの方より、蒲生の一般質問は西大路地区のことばかり取り上げている。地元を大切にすることもよいが、そればかりではなにご忠告を賜りました。確かに昨日の質疑で申し述べましたように、西大路幼稚園での3歳児保育の実施について、この件に関しましてだけでも、今年の3月議会までに8回も一般質問を行ってまいりました。しかし、西大路地区以外の問題も多くただしてきております。前回の6月議会では、日野町の中心地である役場周辺や松尾地先の国道307号線への街灯設置、町内公共施設への防犯カメラの設置を述べております。しかしながら、今日までイメージとして定着していると思われまますので、今回は西大路地区に関する質問を一切行わず、日野町の問題について質問を行うこととさせていただきます。

今回も、前置きがごく少し長くなってしまいました。前置きはこの辺までにいたしまして、通告書に基づきまして一般質問に入らせていただきます。

それでは、まず第1問目の質問、18歳選挙と18歳成人についてお伺いいたします。

この質問に入ります前に、一般質問通告用紙の18歳と19歳の投票率数値と、本日申し述べます投票率の数値が、タイムラグの関係上変わってしまっております。一般質問の通告締め切りは9月5日の午前中まででありましたので、一般質問通告書の用紙の18歳と19歳の投票率数値は、7月11日に総務省、滋賀県選挙管理委員会が発表した速報値、抽出調査数値を用いております。その後、一般質問の通告締め切り後の9月7日に滋賀県選挙管理委員会より、9月9日には総務省より、7月10日投開票の参議院議員通常選挙の選挙区における18、19歳の投票率の全数調査結果が発表されました。このため、この全数調査結果に基づいた数値で申し述べます。

私は、日野町長選挙が全国初の18歳選挙となるのかとの思いから、昨年6月議会の一般質問において、主権者の自覚教育についてお伺いをいたしました。幸か不幸か、7月3日投開票の日野町長選挙は無投票当選となり、福岡県うきは市を除く自治体では、7月10日投開票の参議院議員通常選挙が18歳、19歳にとって初めての選挙となりました。

選挙区の投票率は、全国54.70パーセント、滋賀県56.52パーセント、日野町60.30パーセントでありました。18歳、19歳の投票率は、全国18歳51.28パーセント、19

歳42.30パーセント、計46.78パーセントであり、滋賀県の18歳は54.15パーセント、19歳は47.01パーセント、計では50.57パーセントで、全国平均よりいずれも高い数値でありました。日野町の18歳は47.50パーセントと国、県よりも低い数値であり、逆に、19歳は56.28パーセントと国、県よりも大幅に高く、滋賀県下の市町で最も高い数値であり、計では51.88パーセントと国、県を上回る数値でありました。

政府は9月1日までに、成人年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる民法改正案を、早ければ来年の通常国会に提出する方針を固められました。18歳選挙の実現が後押しした格好で、成立すれば、民法が制定された明治時代以来続く大人の定義が変わることになります。

そこで、お伺いをいたします。通告いたしました第1点目は、9月7日に滋賀県選挙管理委員会より全数調査結果が発表され、先ほど私より申し述べましたので省かせていただこうかとも思いましたが、通告に基づいて、時間をかけて管理職会で論議し答弁書を策定いただいておりますので、また、日野町の抽出調査数値と全数調査数値に大きな隔たりがありましたので、通告どおり18、19歳の投票率をお伺いいたします。

第2点目、18、19歳の投票率は、全国、滋賀県、日野町ともに全体の投票率を下回りました。全国ではマイナス7.92ポイント、滋賀県ではマイナス5.95ポイント、日野町ではマイナス8.42ポイント下回りました。また、非常に特異な結果となった日野町は別といたしましても、18歳と19歳の投票率を比較すると、18歳は全ての都道府県で19歳よりも高く、全国ではプラス8.98ポイント、滋賀県ではプラス7.14ポイント上回りました。この結果は、高校などで始まった主権者教育の重要性を裏づけるものといえます。どういうわけか日野町は違った結果となりましたが、今後も町や教育現場で、若年層の投票率向上に向けて、主権者教育を長い目で続ける必要があると私は考えますが、お考え方をお伺いいたします。

第3点目、私が購読している中日新聞と読売新聞の7月11日の記事に、日野町の18、19歳の方の投票を終えての意見が掲載されておりました。これは、7月3日に全国初の18、19歳選挙が日野町であると、こういうことが言われておりました。そういうことから日野町の18、19歳の方の投票を終えての意見が多く掲載されたかなと、こういうふうに思います。中日新聞では大谷大学1年生、太宗洗太郎さんとお読みするのでしょうか、18歳の方は、午前中に家族と一緒に投票所へ向かった。やっと大人の一員になれたのかなと話し、投票先は、参議院議員は任期6年、慎重に選ばないと。と、候補者のビラを見て吟味したと。読売新聞には、杉浦あやねさん、18歳、大学1年生は、全国初の18歳選挙と言われた日野町長選挙が無投票で残念でしたが、今回はちゃんとした人を選ばないといけない緊張感がありました。大学を卒業するときも景気が上向きであってほしいので、公約を読み比べ、具体的な経済政

策を語っている人を選びました、と。また、小倉風花さん、19歳、大学1年生は、当選した政治家は、公約に掲げたことをやり遂げることはもちろん、お金絡みの問題には改めて襟を正してほしい。就職を考えると、景気が上向きであれば選択の幅も広がるので、経済対策に力を入れてほしいと願う。これからも政治家が仕事をしているか注目していきたい。と、投票を終えての意見が掲載されておりました。

私、個人的にも、音羽にお住みの19歳、社会人1年生にお聞きいたしましたところ、この方は、自分の1票の大切さにすごく緊張して投票しました、と私に語ってくれました。

滋賀県と町の選挙管理委員会では、初めての18歳選挙でありましたので、18、19歳の方の投票を終えての意見がどうであったか調査されているものと考えます。18、19歳の方のご意見がどうであったのかをお伺いいたします。

第4点目、成人年齢が20歳から18歳になれば、親の同意なくさまざまな契約を結ぶことが可能となり、悪質な商法の被害に遭うリスクを背負うことにもなります。そこで、小・中・高の学校での消費者教育を強化する必要があると考えますが、お考え方をお伺いいたします。

以上、再質問や再々質問をする必要のない、納得できる分かりやすい答弁をしていただくよう求めまして、第1問目の質問といたします。

**議長（杉浦和人君）** 8番、蒲生行正君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 蒲生議員から、18歳選挙の実施に関して何点かにわたりご質問をいただきました。また、冒頭、私の4期目の就任に対し、お祝いのお言葉と激励の言葉をいただいたことに対し、感謝を申し上げる次第でございます。ご指摘ありましたように、選挙の期間中も私も申し上げておりましたが、初心を大切に、住民の皆さんが主役のまちづくりに取り組んでまいりたい、このように思っておりますので、引き続きご支援とご協力をお願いしたい、このように思います。

さて、18歳選挙に関してでございますが、日野町長選挙が参議院議員選挙の投票日に先立って行うという日程になりましたことから、マスコミなどの注目が集まったということがございました。結果として、新たに選挙権を得ることになった18歳、19歳の対象者はもとより、これを契機に若い世代の皆さんが、選挙や政治に関心を高めるきっかけとなったのではないかと、よい機会になったのではないかと、私としては感じておるところでございます。

また、成人年齢の引き下げの議論につきましては、今後の推移を注視しなければならないと考えております。

18歳選挙に伴う投票率などの問題につきましては、所管が町選挙管理委員会でございますので、選挙管理委員会の書記長である総務課長から、また、主権者教育につきましては教育長の方から答弁をさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（高橋正一君）** それでは、町長の方から指示がございましたので、私の方から答弁をさせていただきます。

まず、1点目のところでございます。先ほど、ほかの議員さんの方からも一般質問の中で、新たな数字が最近出てまいりましたので、そのことでお尋ねをいただいたところでございます。

まず、日野町の投票区の中から1ヵ所の投票区を抽出して集計した結果でございますが、これにつきましては、日野町の18歳、19歳の投票率は、18歳が57.14パーセント、19歳が50.00パーセントとなっております。この抽出につきましては、基本的にどこを抽出するかということでございますけれども、一応、日野町全体の選挙人の構成といたしますか、そういうものとなるべく近寄っているような投票区を抽出するというところで、第20投票区を抽出したところでございまして、農村部と住宅地といたしますか、それが入っているところ、第20投票区といたしますのは、清田、別所、曙のところの投票区でございます。そういうことで、そこを抽出ということで報告をさせてもらった数値ということでございます。

また、先ほど議員の方からも申されましたけれども、9月7日には、県の選挙管理委員会が全県の全選挙区を対象ということで、集計が発表されてございます。これでいきますと、先ほど申された数字でございますが、滋賀県全体での18歳、19歳の投票率は50.57パーセント、18歳が54.15パーセント、19歳は47.01パーセントということでございました。これに対しまして、日野町は18歳、19歳の投票率が51.88パーセントということで、滋賀県に比べて1.31パーセント上回るという結果となっております。また、年齢別の内訳は、18歳が47.50パーセント、19歳は56.28パーセントとなったところでございます。

滋賀県の中で、18歳に比べて19歳の方が投票率の高かったというのは少数派でございましたということでございます。

次に、2点目でございます。2点目の主権者教育ならびに選挙啓発についてでございますが、長い目で見た取り組みが必要であるというふうに、選挙管理委員会の事務局として考えてございます。

日野町選挙管理委員会では、6月15日に、選挙権年齢の引き下げに伴う選挙啓発等を目的としまして、日野高校との共同で模擬投票を実施いたしました。模擬投票の実施に当たっては、実際の選挙用品を用いるだけでなく、主権者教育の担当教諭との打ち合わせを行い、生徒には投票者だけでなく、受け付けや開票作業などの役割も体験してもらったところでございます。模擬投票に参加した生徒からは、本番への意欲が沸いた、大人の仲間入りをしたと思ったとか、自分の1票が町を変えるのかと思うと、紙切れ1枚がとても重く感じた、などの感想もあったところであ

り、一定の効果があったのではないかと考えております。選挙管理委員会では、今後とも機会をとらえてこのような取り組みを行っていくことが大切だと考えております。

次に、3点目のご質問についてでございますが、町選挙管理委員会ならびに滋賀県選挙管理委員会では、投票を終えた18歳、19歳の方の意見についての調査は行っておりません。が、例えば読売新聞が全国の18歳、19歳を対象に実施した調査の結果では、投票に行った理由としまして、「18歳、19歳が初めて投票できる選挙だった」が65パーセント、「投票は義務だと思った」が45パーセント、また、「家族から投票に行くように促された」37パーセントなどの回答が率が高くなっていると報じられています。一方で、投票に行かなかった理由としては、「ほかに用事があった」が46パーセントと最も高くなっているところです。このことから、期日前投票制度や不在者投票制度について、さらに周知啓発を行うことが大切だと感じております。

また、その同じアンケート調査では、選挙権年齢引き下げについて、良かったとする回答が69パーセントとなっている一方で、投票する候補者や政党を考えることは簡単であったかどうかという質問に対しては、難しかった、どちらかといえば難しかったの合計が71パーセントとなっており、継続的な政治参加につなげていくためには、選挙や政治について、より身近に感じることができるような取り組みを、社会全体で進めていくことが必要であるというふうに考えてございます。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（今宿綾子君）** 蒲生議員よりご質問いただきました、若年層の投票率向上に向けての主権者教育についてでございますが、現在、小・中・高等学校におきましては、学習指導要領に基づきまして、児童生徒の発達段階に応じて、憲法や選挙、政治参加に関する学習を行っております。児童生徒が主権者として適切な判断ができるようになるためには、社会科のみならず、各教科、総合的な学習の時間などにおける話し合い活動ですとか討論などを通じて、自らが学ぶことと社会とのつながりを意識して、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的、協働的に探究する学習を積み重ねることが大切だと考え、取り組んでいるところでございます。

また、学級会活動、児童会、生徒会活動などを通して、日常の諸課題について、児童生徒自らが自主的、自立的に問題解決を図ることに重点を置きまして、自治能力を高める取り組みを大切にしているところでございます。

なお、中学校におきましては、今月末に行います生徒会役員選挙の際に、実際の選挙で用いる用具を使いまして、投票方法など具体的な知識を得る活動も進めてまいりたいと考えているところでございます。

日ごろから社会や政治に関心を持って、社会の中で物事を決めていくというプロセスに必要な知識や能力を養うために、発達段階に応じて、系統的で対話的な学習

活動を進めていきたいと存じているところでございます。このような学習を積み重ねる中で、主権者としての意識を高め、長い目でしっかりと取り組んでいけるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、学校での消費者教育の強化についてのご質問でございますが、学校におきましては、消費者教育の充実につきまして、小学校の家庭科での「上手にお金と物」という単元におきまして、例えば、自分が筆箱を買うとすれば、どのような筆箱を買うかを友達と話し合ったり、また、買物名人何カ条というようなことを自分なりに考えてつくったりしながら、目的に合った物の選び方や買い方について学んでおります。また、中学校の家庭科では、契約と消費生活のトラブルの単元におきまして、契約についてですとか、また、消費生活におけるトラブルについて理解をしまして、その予防方法、対処方法についても学んでおります。さらに、高等学校におきましては、契約、消費者信用およびそれらをめぐる問題などを取り上げて、具体的に学習をしているところでございます。

以上のように、発達段階に応じた系統的な学習を通しまして、悪質商法の被害に遭わない基礎的な力を培うよう努めているところでございます。特に、現行の学習指導要領からは、中学校に、消費者の基本的な権利と責任について理解することという内容が追加されまして、サクラサイト商法など、新たな悪質な契約の手口につきまして理解を深めるとともに、万が一、自分や家族がトラブルに巻き込まれたときには、国民生活センターや消費生活センターなどに相談することとか、クーリングオフの仕方など、消費者を支える仕組みについても学んでいるところでございます。

今後これら学習を大切にしながら、消費者としての自覚を高める教育に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** 今宿教育長と高橋総務課長より、分かりやすく丁寧なご答弁をいただきましたので、1点についてのみ再問を行わせていただきます。

私が先ほど申し上げましたとおり、日野町の18歳の投票率は47.50パーセントと、国、県よりも低い数値であり、逆に、19歳の投票率は56.28パーセントと、国、県よりも大幅に高く、滋賀県内の市町で最も高い数値でありました。非常に特異な珍しい結果となりました日野町の18歳と19歳の投票率を、町としてどうとらえられているのか。日野町選挙管理委員会は、日野高校と共同で主権者教育をなされているのに、このような結果になりました。疑問を禁じ得ないところでございます。なぜなのでしょう。お伺いをいたします。

以上、第1問目の再問といたします。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（高橋正一君）** 蒲生議員の方から、投票率につきまして、18歳、19歳の中で日野町は、滋賀県の中では2市3町が19歳の方が投票率が高かったと、それで、18歳に比べて19歳の方が高かったと、そういう結果になってございます。これがどうということが考えられるのかというご質問でございました。

町の方では、町長選挙の日程の関係から、先ほど申し上げましたように日野高校とも共同いたしまして、そういう選挙啓発ということで取り組んできたことで、一定の成果があったものというふうに思っております。19歳の方が日野町が高くなったというのは、そういう町、19歳、18歳の選挙人の母数ということもあるとは思いますが、母数、いわゆる投票率にするとこういう率になりますが、母数の数の影響もあると思いますが、18歳も19歳も町の抽出でございまして、滋賀県の20歳から24歳、25歳から29歳のところの投票率を見ますと、滋賀県全体で見ますと、20歳から24歳が35.70パーセントの投票率、それから、25歳から29歳が37.13パーセント、そういう投票率になってございます。

そういうところから考えますと、18歳よりも19歳の方が高いという結果ではございましたけれども、総じて、その20歳から29歳の投票率よりも、18、19歳の投票率が高くなったということで、そういう広報啓発の効果はあったのではないかなというふうに思っておりますし、特に日野町の場合は、町長選挙の日程から、マスメディア等にも取り上げられたことも多くなりまして、18歳、19歳の投票率が高くなったのではないかと、そういう推定といたしますか、分析をしているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** 再々問は行いません。最後に、要望を1つしておきます。

今回の参議院議員通常選挙で、神奈川県と同県内政令市であります横浜市、川崎市、相模原市は、18歳、19歳の投票率がともに全国トップクラスでありました。神奈川県教育委員会では、6年前の平成22年の参議院議員通常選挙から、参議院選挙のたびに、全県立高校で実際の候補者を対象に模擬選挙を実施されるなど、主権者教育が続けられてきた下地がありました。今後も日野町選挙管理委員会が日野高校と共同で主権者教育を引き続き行われ、今回の共同での主権者教育が一過性に終わらないことを強く望みまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは続いて、通告書2つ目の質問を行わせていただきます。

2つ目の質問は、中部清掃組合についてお伺いをいたします。

去る8月30日に開催されました平成28年第3回中部清掃組合議会定例会での東近江市選出の田郷正議員の一般質問により、近江八幡市の中部清掃組合からの脱退により、残ります東近江市と日野町と竜王町の1市2町の経常経費負担金が年4,800万円増えることが判明いたしました。

また、近江八幡市の中部清掃組合からの脱退により、組合管理者と北脇区が締結いたしております協定書の改定が当然のごとく必要となります。

そこでお伺いをいたします。第1点目、私なりに考察する現時点での日野町の新たな負担割合からいたしますと、平成29年度からは4,800万円の16.3パーセント分、782万円余り日野町の負担金が増えることとなりますが、町が想定されている、近江八幡市の中部清掃組合からの脱退により負担金の増額が、いかほどの額になるとお考えなのか、お伺いをいたします。

第2点目、大前提といたしまして、地元北脇区のご理解とご協力を得られてのこととなりますが、近江八幡市安土町の人口は1万2,500人余り、東近江市の旧愛東町と旧湖東町の人口は1万3,900人余りであり、ほぼ同程度の人口であります。東近江市の旧愛東町と旧湖東町の区域は、新たなごみ処理施設の建設を進めておられる彦根愛知犬上広域行政組合の処理区域には含まれておりません。

そこで、焼却ごみの搬入範囲の変更も一案かと考えますが、焼却ごみ処理施設所在町としての町のお考え方をお伺いいたします。

第3点目、組合管理者と北脇区が締結いたしております協定書に、あえてどこには指摘はいたしません、現時点でも不具合の箇所がございます。この点を含めまして、協定書改定についての、焼却ごみ処理施設所在町としての町のお考え方をお伺いいたします。

第4点目、北脇区内での焼却ごみ処理施設の稼働期間は、西暦2027年、平成39年3月末日までとなっております。残りあと10年余りとなりました。新設の候補地選定と建設等に要する期間に、少なくとも10年間が必要と思われまます。彦根愛知犬上広域行政組合では、新たなごみ処理施設の建設に平成22年3月1日より取り組まれ、ようやく丸7年がたつ今年の平成29年3月までに建設候補地を絞り込まれる予定であり、その10年後の平成39年度の供用開始を目指しておられます。このことからしても、中部清掃組合も新たなごみ処理施設の建設地を決めるべき時期に来ております。新たなごみ処理施設の建設についての、日野町としての町のお考え方をお伺いいたします。

以上、第2問目の質問といたします。明解な答弁を求めます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 中部清掃組合の運営に係る問題について、ご質問をいただきました。

まず最初に、近江八幡市が中部清掃組合から脱退することに伴う、日野町の負担増の金額についてでございますが、現在、経常経費は均等割3パーセント、ごみの焼却利用割97パーセントの割合で構成市町で案分をいたしてございまして、平成27年度末決算ベースに当てはめまますと、近江八幡市を除いて現在の運営に要する経費を

割り戻しますと、ほぼご指摘のとおり負担額となるというふうに想定いたしております。

次に、旧愛東町、湖東町の可燃ごみの搬入についてでございますが、日野清掃センターの施設更新に当たりましては、現在の施設更新でございますが、平成12年5月に再度地元北脇区へ要請をさせていただき、北脇区では1年7ヵ月にわたり区民の皆さんで協議をいただき、苦渋の選択の中で施設更新を受諾いただいたという経過がございます。そうした中で、北脇区からは、現在の搬入地域に限定し、その内容は北脇区との協定書にも反映をされているところでございます。近江八幡市の組合脱退等の社会情勢の変化もございますが、今後、慎重に対応していかなければならないと考えております。

次に、協定書の改定についてでございますが、平成15年1月17日付で中部清掃組合管理者と北脇区区長さんとの間で、協定書の締結を行っております。協定書に関する見直しは、直近では平成27年1月30日に改定しておりますが、これは情勢の変化等で現在の協定書の内容と一致しないことが発生することもあり、3年ごとに行うとされております。次期協定書見直し時に変更する内容を条文化することになっておりまして、このように、協定書の内容に現状と一致しないことが発生をいたしましても、その都度改定は行いませんが、経過等について文書により双方が確認を行っており、3年に1度の協定書見直し時に反映をさせていただいているところでございます。

次に、次期施設用地についてでございますが、決定には環境アセスメントの実施、用地造成、建設工事と、相当の年数を要すると考えておりまして、北脇区には平成30年から次期候補地の選定に入るといたしておりますが、前倒しで作業に取りかかるようにとの意見もいただいております。今後、構成市町とともに考えてまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** それでは、再問を行わせていただきます。

第2点目につきましては、私も、ご答弁のとおり慎重に対応していかなければならないと思います。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、東近江市の旧愛東町と湖東町の区域は、新たなごみ処理施設の建設を進めておられる彦根愛知犬上広域行政組合の処理区域に含まれていませんので、遅かれ早かれ中部清掃組合で処理しなければならないことになるのではないのでしょうか。また、東近江市長から中部清掃組合管理者である日野町長に、旧愛東町と湖東町のごみ処理について、今日までいまだ一言の相談もないのでしょうか。お伺いをいたします。

次に、第4点目につきまして、長浜市と米原市の2市でつくっておられる一部事務組合、湖北広域行政事務センターは、本日9月15日から、ごみ焼却リサイクル施

設と、し尿処理施設と斎場の3施設を1ヵ所に集約して整備できる用地を、両市の自治会などを対象に公募を開始されました。募集は来年3月21日までで、来年、平成29年5月ごろに用地を決定され、12年後の平成41年4月の全施設完成を目指しておられます。彦根愛知犬上広域行政組合においても、湖北広域行政事務センターにおいても、ともに用地は公募であります。私は中部清掃組合も用地を公募されてはとありますが、お考え方をお伺いたします。

以上、第2問目の再質問といたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 旧の愛東町、湖東町のごみ処理について、東近江市長からの相談はないのかと、こういうことですが、これまでから旧愛東町、湖東町のごみについては、東近江市としてどうされるのかという課題はあるというふうに認識はいたしておるところでございます。

そうした中で歴代の市長さんとも、常々いろんな分野で会話はいたしているところでございますが、こういうことも含めて、いろんな話の中には出てくるというところでございますが、基本的にはといたしますか、根本的にも、これは東近江市として判断をされることでございますので、私としては慎重に対応をしていく必要があると、このように思っております。

次に、次期更新に伴う用地の公募についてでございますが、この間、北脇区の皆さんには大変ご苦勞をいただきながら現在の用地を提供いただいたということで、大変感謝をいたしておるところでございます。

今後の用地の次期更新に当たる用地の問題については、いろんな手法があるかと思えますけれども、こうした手法も参考にはしなければならないのかなと思えますが、いずれにいたしましても、これまでご苦勞いただいてきております地元北脇区の皆さんのご意向、そして、構成市町の思い含めて、トータルでしっかりと議論をして方向を出していかなければならない、このように思っております。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** 今回は、前議会まで行っておりました、必ず行っておりました再々問は行いません。

最後に、要望を1つ。新たな用地の決定には、彦根愛知犬上広域行政組合にしても、湖北広域行政事務センターにおいても、長い期間を考えておられます。1日も早くとりかかれることを望むところであります。そして、今でもごみ処理量の4分の3を占める東近江市の市域内で、新たな用地を確保されることを切に願ひまして、今議会の一般質問を閉じることといたします。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩をいたします。再開は10時45分から再開いたします。

－休憩 10時24分－

－再開 10時45分－

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

10番、高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** それでは、今回1項目に絞りまして、一括にて質問をさせていただきます。項目といたしましては、認知症の取り組みについてでございます。

実は、本年3月の一般質問、高齢者福祉計画、介護保険事業計画についての中で、認知症についても質問させていただき、そのときに実施されております日野町での認知症の予防対策、また、軽度の認知症の方の症状進行を遅らせるための計画などをお聞かせをいただきました。

今回は、認知症に絞ってお尋ねをいたしたいと、このように思います。

ご存じのように、認知症は加齢や脳梗塞、脳出血などを患うことで脳の細胞神経がダメージを受けるなど、さまざまな要因で脳の細胞が死んでしまい、日常生活に支障を来す状態が約半年以上継続する場合である。このように言われております。その結果、徘徊、暴力、暴言、幻覚、記憶障がい、物とられ妄想など、さまざまな症状があらわれてくると言われております。

認知症は高齢になるほど発症率が高く、高齢化が進むにつれて患者数も増え、厚生労働省の発表によりますと、2012年の全国での患者数は462万人で、高齢者人口の約15パーセントと推計されております。また、将来の認知症患者数を、2025年には700万人を超えると予測をしております。この人数は、65歳以上の5人に1人が患者となる計算となります。少子高齢化が進んでいる社会の中で、非常に重い数字であります。また、大きな課題であると考えられます。

現状、認知症を含めた介護を必要な高齢者がいる世帯の50パーセント以上が老老介護世帯であり、さまざまな問題が生じており、事件へと発展するケースも少なくありません。今後、ますます在宅での介護を行える年代層が減少するだろうと予測もまたされます。介護は家族の状況により、できること、できないことがあります。また、対応にも限界があるだろうというふうに思います。認知症の人の生活を社会全体で取り組まなければならないと、こういうふうに思うわけでございます。

そのためには、今、国や自治体、また警察、地域社会の連携した役割が必要であります。政府は、認知症対策の国家戦略案を策定する予定であると聞いております。また、先日、神戸で開催されましたG7保健相会合は、12日に認知症対策推進「神戸宣言」を採択をいたしました。宣言では、認知症への理解を深め、介護者を支援する重要性を指摘した内容になっていると報道されております。

日野町でも包括的支援事業で、認知症問題にこれまで以上に対応が強化されると

期待するところがございます。認知症にならないための対策、また、認知症になられた患者の方、また、その家族を支援する制度を、より充実することが求められる社会になっているのではないかと、こういうふうに思うわけでございます。

そこで、お尋ねをいたします。1つには、日野町の認知症患者の推移と現在の人数、ならびに将来予測されている人数。これは日野町の方で予測数字をとっている年度で結構でございます。2番目には、現在、認定者のうち、在宅での介護をされている患者数の人数は何人なのか。3番目には、認知症を正しく認識し、理解を得るための対策はどのようにされているのか。これに対して、各家庭、地域、自治会、公民館、また職場、若年層、特に学生、生徒といったところ、この辺に対する取り組みはどのようにされているのか、お聞きをします。4番目に、認知症にならないための対策。5番目には、包括支援事業での主な認知症への対応は何か。現在と変わるところは何か、これをお教えいただきたいというふうに思います。6番目に、入所希望者の施設対応は十分なのか。どのように考えておられるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 10番、高橋 渉君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 認知症についてのご質問をいただきました。

まず、1点目の、認知症高齢者の推移と現在の人数についてでございますが、平成28年3月現在の要介護認定は1,084人ということになっておりますが、その中で把握している認知症高齢者数は923人で、85.1パーセントでございます。推移につきましては、平成23年度以降の状況でございますが、23年度が746人、24年度が810人、25年度が846人、26年度が893人でございます。

また、将来予測数でございますが、平成23年度以降の要介護認定者のうち、認知症高齢者の平均比率は86.1パーセントであり、これをもとに推計しますと、第6期介護保険事業計画による平成32年、平成37年の要介護認定者の推計値は、それぞれ1,330人と1,414人ですので、1,145人、1,217人と推計をすることでございます。

次に、2つ目の、要介護認定者における在宅での介護サービスを利用されている方でございますが、平成28年3月の利用者数は705人でございます。

次に、認知症を正しく認識し、理解いただく事業としましては、各家庭には年1回広報により啓発を行うとともに、地域等へはキャラバンメイトさんの協力をいただき、依頼をいただきました自治会等で出前講座を実施しております。また、毎年中学3年生を対象に、認知症の学習会を開催し啓発に努めております。

次に、認知症にならないための対策でございますが、根本的な治療薬や予防方法は確立されていないところでございます。認知症の発症予防については、運動、口腔機能の向上、社会交流、趣味活動など日常生活における取り組みが、認知機能低下の予防につながる可能性が高いと言われております。

町といたしましては、地域で取り組まれている「おたっしや教室」による運動機能の向上とあわせ、脳いきいきゲーム、高齢者交流サロン等により、認知症予防または認知症の発症を遅らせるための取り組みとして、地域において実施をしていただけるよう努めております。

なお、認知症は何らかの原因で脳に障がいがあり、生活する上で支障が出るものでございますので、自己管理を徹底することのみで認知症にならないというものではございません。

次に、4つ目にも関連しますが、認知症について最も重要なのは、早期から根気強く予防対策を行うこととございまして、認知症は本人のみならず、ご家族にも身体的、精神的、経済的な不安が大きく、さらに医療、社会、経済的なサポートが必要になります。新しい総合事業への移行により、認知症初期集中支援チームを立ち上げ、認知症の疑いのある人の早期発見・早期対応に向け、訪問や家族支援などを行いながらサポートを行う体制を整備することといたしております。

最後に、認知症の方をはじめとする施設入所の対応についてでございますが、在宅サービスをうまく利用しながら介護をされているケース、また、在宅介護が困難な状況になった場合にはグループホームや特別養護老人ホーム等へ入所されるなど、さまざまなケースがございます。そのような中において、町では平成29年度に特別養護老人ホームを30床増床することとなっております、一定の対応はできるものと考えております。

先に述べましたように、認知症を伴う高齢者の数は増えることが予測されております。施設での対応については、県の整備計画等を踏まえながら、次期介護保険事業計画の策定において、利用者のニーズや介護保険料とのバランスも考慮し、検討していかなければならないものと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第1項目での現在の患者数の推測ならびに今後の推計値の患者数の人数を報告していただきましたが、23年で746名、それから26年893名、3年間で、人数で147名ですか、率で約20パーセント。3年間で患者数が増えております。また、平成32年ですか、これもかなりの人数が、252名ですか、平成26年度比252名が増えると予測をされております。この数字に対して、どうとらえられているのか。この数字を。これを1つお聞きいたしたいと、このように思います。

それから、2番目ですが、2つ目の、要介護認定者における在宅サービスを利用されている人、705人というようなこととございますが、前回のときにも僕、これについて述べさせていただきました。アンケートによりますと、認定者家族の、現状の要介護支援に対する施策、満足している人11パーセント。89パーセントは不満足

なんです。普通、一般のところだと、介護されている方、50パーセント以上の満足が出ているんです。残念ながらこれにつきましては、認知症に関しては極めて低い満足しか出ていない。それによって、この705名というのは出てきているんです。それに対して対応というのは、どう考えておられるのかということなんです。

それから、理解をいただくためどのような対策をとるという形でいただきました。後でまた課長さんの方でいただけたらと思うんですが、各家庭あるいは事業所等々ございますが、そのおのおのごとに、どのような形の採用をされているのかということですね。特に学校関係、これを見ますと中学校というような形で書いておりますが、小学校、中学校はどうなんですか。厚生労働省ですが、認知症高齢者の急激な増加が見込まれることから、支援体制の一環として充実を図るという観点から、認知症を正しく理解するための小・中学校向けパンフレットを作成しましたと。包括的な学習などの学校の教育活動で積極的に活用するよう通達が全国の教育機関に出ています。そのものについて、学校としてどういう形でこれを受け止め対応されているのか。これについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、町全体の取り組みなんですけど、誰が責任持ってこの体制をつくっていくんですかということなんですけど、これは認知症ではないなんですけど、全国的に有名になりましたのが、東近江市の医療体制チームです。ご存じだと思うんですが。これ、新聞にありますけど9年前ですか。高齢者社会で患者に寄り添った体制をどうつくるかということで、9年前に体制がつくられました。ある病人の人、この1人に対してどうしていくかという連携体制を、初期からとられていくんです。これも行政が入り、医者が入り、医者も全ての医者が入るとというような形で、20業種の職種というんですか、20職種の方がこの構成に入られ、その1つに対して、1人に対して、どういう問題があるかと月に1回会議をしたら大体100名の、月に1回会議をされて、それをサークルごとにそれを討議される。次の対策を練ると。これは全国的に有名になりました。だから、今ここにざっと書かれておりますが、対策チームをつくと。どんなチームをつくるんですか。誰が責任持ってつくるんですか。ちょっと教えてください。

それから、最後というんですか、結局、入所を希望される方につきまして、30床増床する。特養で、老人ホームでということですが、本当にそれで足りるのかどうか、どのように予測をされているのか。ここについても、ちょっと教えていただければというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 介護支援課長。

**介護支援課長（夏原英男君）** ただいま高橋議員さんの方から再質問いただきました。

まず、1つ目としまして、認知症の今までの推移、また、これからの予測について、どのように考えているのかということでございます。

認知症の推移、町長の方から答弁もありましたように、現行、予測では85パーセントの方が認知症、要介護認定の対象者のうち認知症となられる予測をしております。そのような中では、やはり高齢者の方がどんどん増えていくという中で、当然その比率に合わせて、先ほども答弁ありましたように、75歳以上になられますと、やっぱり要介護認定を受けられる方も増えますし、それに伴って認知症になられる方も増えていくというのが現状でございます。

そのような中で、一定対策としては、当然介護サービスの充実等も図っていかねばなりませんし、やはり地域の中で認知症の方々の理解をしていただくということが、これからは重要になっていくというふうに考えているところでございます。

続きまして、アンケート調査の結果において、満足されている方が11パーセントと比率が低いという中で、今後対応をどうしていくのかと。特に、在宅でのサービスということでございます。

在宅でのサービス、特に、高齢者の方が高齢者の方を介護されているという老老介護というものがございます。確かに、家族の中で介護をすることは大変厳しいものであると、大変だと思います。その面においては、やはりできるだけ介護者の方の軽減も必要やという中で、在宅での介護サービスの場合は、訪問介護であったり、通所介護であったり、そういう形での介護サービスを利用していただきながら、軽減を図っていただくのが重要だというふうに考えますし、そういうことについては、まずは地域包括支援センター、役場になりますが、役場に相談に来ていただく、また、身近には民生委員さんもおられますので、そういう方にご相談をいただく中で軽減を図っていき、できるだけ満足度が上がるような形になっていけばなというふうに考えております。

続いて、認知症の理解に関する形での進め方ということで、各家庭であったり、事業所、また学校であったりということでございますが、先ほども町長の方から答弁ありましたように、住民の皆様には広報でお知らせをさせていただいておるのが、各家庭にかかわっての啓発でございます。

それと、出前講座を実施をさせていただいております。出前講座につきましては、お申し込みをいただいた自治会、福祉会等からの受け入れをお聞きして、包括支援センターの職員とキャラバンメイトが一組となって、その自治会を訪問させていただいて、認知症の原因となる疾患、または認知症と物忘れの比較、また、認知症の人の接し方などをお話しさせていただくとともに、認知症は、やはり早期発見が一番重要であるというお話もさせていただいております。また、事業所さんにおいては、数は少ないんですけどお問い合わせをいただく中で、また対応をさせていただく予定でございます。

それと、小学校、特に学校の方では、どういうふうな形での教育をしているのか

ということをお尋ねいただきました。中学校で毎年、認知症の学習会を開催させていただいているということは町長の方から答弁いただきましたが、小学校の方では高齢者理解教育という形での対応をさせていただいています。

一例を申し上げますと、日野小学校においては、ボランティア委員が白寿荘を訪問したり、介護老人保健施設のリスタあすなろなどを訪問し、交流をされていますし、南比都佐小学校においては、誉の松と全学年が交流をされ、7月には、七夕会を5・6年生が、10月には、1年生から3年生が運動会で披露したダンスを発表したり、1月には、3・4年生が餅つき大会に招待されて交流をするなど、高齢者の方と交流を深められていると。このような高齢者の方との触れ合いを多く持つことにより、すぐには、認知症とのつながりは必ずあるかどうかあれなんですけど、一定、理解につながるのではないかなというふうに考えているところでございます。

それと、4つ目に、初期集中支援チームのこと、他のチームのことでございますが、認知症初期集中支援チームは、医療系、福祉系の専門医が、対象者のお家を訪問して実態把握をします。で、早い段階で効果的な支援をすることを目指すものでございます。チームの中には、お医者さんが1名いらっしゃいます。そこに、包括支援センターに在職しております保健師または看護師等が入って、対応をしていくということでございます。

いずれにしても、早期の対応が重要であるということで、今申し上げた医師、看護師等の専門職を交えて会議等を開き、支援策を決めていき、また、どのような介護サービスをしていくかということで、その後、ケアマネージャーに引き継いでいくという形でのチームを立ち上げていくということでございます。

最後に、平成29年度に特別養護老人ホームを30床増床するという形での、今現在対応をしているということで、それで足りるのかということでございますが、当然、現在の町内の特別養護老人ホームの待機者につきましては、150人から180人余りの待機者がいらっしゃいます。重複はしておりますので、おられるということで伺っているところでございます。

施設の整備につきましては、基本的には介護保険の事業計画にのせていくということが基本になっておりまして、これまでの実績であったり、今後のサービス量や認定者、利用者の推計等も含めて、考慮して考えていかなければなりませんし、また、当然そこにかかる費用、特に65歳以上の方の介護保険料、整備を進めていくとなりますと上昇をするという形の中で、そのバランスも考えながら検討をしていかなければならないと考えております。

今後は、さらに高齢者が増えますので、先ほども申し上げましたが、お元気で、住みなれた地域でできるだけ生活を過ごしていただくということが一番だと思います。介護予防、生活支援等、住民の皆様のご協力を得て、地域包括ケアシステムと

いうものを構築していく必要があると考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** いくつかの再々質問をさせていただきます。

1つは、教育長、お願いしたいんですが、先ほど言いましたように、厚生労働省から、そういった形の通達は来てないんですかということです。その中でコメントが、こう書いてあるんです。認知症の正しい知識、介護方法を子どもから身につけることは、生きることを考える、誰にでもやさしく親切にすることの意義を学ぶ貴重な場となると言われております。教師などが授業の一環として実践する方法と、認知症サポーターが講座として活動する方法があります。より分かりやすくするために、紙芝居、人形劇、寸劇、こういったものを活用しながら、正しく理解してもらう、このようなことが書かれております。

今聞いておりますと、触れ合いとかいう形のもの、やっていたいているというようにございますが、こと認知症ということに関しての部分、認知症に対して通達が流れている、これについて対応していないということがどういうことなのかと僕、ちょっと理解できないんですが、それから、先ほども言いましたように、G7の保健相が、認知症という形のをとらえて神戸宣言をしたんです。認知症だけです、高齢者対策で。この意義というのは本当にどうとらえているのか。やっぱり真剣にならなきゃいけないと、こういうふう思うわけです。

で、それを総括するのが現在のところ、地方自治体である日野町が中心になってやっていかなきゃいけないだろうと。やる形は家庭でやらなきゃいけない問題とかいろいろあるんでしょうけど、しかし、そのまとめ役、リーダーとしての、ついては町がまとめていかなきゃいけないだろうと、こういうふう思うわけです。

その部分について、その意気込みだけでも、ちょっと聞きたいなと思います。この1点だけ、お願いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 学校教育課参事。

**学校教育課参事（野瀬 薫君）** 高橋議員から再々問として、認知症教育の重大さを教えていただきました。

高橋議員がおっしゃいますとおり、通達の方が来ているものと思われま。ただ、私自身は、今ちょっとパンフレットのことにつきましては、把握できておりません。利用率とかにつきましては、それについては各学校の校長の方に尋ねまして、利用をどのようにしているかということ把握してまいりたいと思います。

また、おっしゃいましたように、高齢者理解教育に加えまして、認知症の学習の方も進めていきたいと思いますが、何分、カリキュラムは各学校の校長が権限を持っておりますので、各学校と相談をし、そして連携をして進めてまいりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 介護支援課長。

**介護支援課長（夏原英男君）** 今、高橋議員さんの方から再々質問で、神戸宣言について今後どうとらえていくのかということでございます。

先ほど申しあげました早期治療というのが、当然、認知症の方、発見と治療というのが重要なんですが、特に今、今後行っていくことといたしましては、予防や認知症にならないような形での健康面も含めて取り組みを、やはり町としては入れて、対応していく必要がありますので、そのことを新たに重点、1つの項目として、取り組みをさらに進めていければと考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** もう質問はできませんのでいたしません。考えてみれば5人に1人といいますと、ここにいる方どうなんですか。何人の方が、つまりそういう形にならないように、予防措置もとらなきゃいけないというふうに思うんですけど、大きいですね、5人に1人というのがね。それは真剣に取り組まなければいけないというふうに思っております。

それから、今日の読売新聞、ご存じのように1面、読売新聞の1面に出ておりました。認知症診断義務、6万5,000人。来年から道路交通法が変わりますよね。今まで認知症、少々の認知症であっても、言われても免許更新はできたんですが、来年3月からそれに伴って、医師の診断が通ったと、認められたら即免許停止ですね。これが、来年3月から施行されるという形になってまいりました。

それに伴って、ここに書いてあることは、地方における交通手段をどうするのかと。この対策もしなきゃいけない。このようなことも書かれております。そういった意味で、この認知症にできるだけ発症しないような形で取り組まなきゃいけないと同時に、社会面に起こる現象に関して真剣に取り組んでいかなきゃいけないと、このように思う次第でございますので、当局の方も真摯に向き合ってくださいまして、対応の方ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 次に、7番、齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** それでは、通告書に基づきまして、3つの項目について分割で質問させていただきます。

はじめに、地方創生先行型交付金（タイプⅡ）の取り組みについて質問をいたします。

地方創生推進事業の中で、地方版総合戦略を早期に策定した県および市区町村に対して、国が地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を交付することにより、地方版総合戦略に関する先行的な施策の実施を支援することで、日野町も交付決定を受けております。そうした中、総合戦略の策定事業を計画的に実施していただいているところであります。先行型事業として掲げていただいております5つの事業に

についての取り組み状況について、お尋ねをいたします。

1つ目に、空き家利活用定住促進事業についての進捗状況であります。空き家調査をされた成果で空き家登録された家が増え、移住・定住者は増えたのか。今後の空き家登録、定住促進への取り組みはどうか、お尋ねをいたします。

2つ目に、定住支援相談窓口整備事業で、日野町に暮らしたいという人に対する総合的な相談窓口を開設していただいた結果、問い合わせ相談の状況とその成果はどうか。定住支援への要望、課題はないのか、お尋ねをいたします。

3つ目に、出会いの場創出事業で男女の出会いの場を提供、セミナー等開催し、独身男女の結婚に向けた支援を行うことで婚活事業を支援していただいておりますが、その取り組み状況と成果はどうか。さらに、今後に向けての計画はどうか、お尋ねをいたします。

4つ目に、ファミリーサポートセンター開設を6月から実施をしていただいております。保護者が一時的に保育できない場合の支援としての子育て支援事業であります。センターに登録されている応援したい人、応援してほしい人の会員数と活動状況はどうか。今後の課題はないのか、お尋ねいたします。

5つ目に、魅力ある商店づくり促進事業で、商工会による商品販売促進、イベントによる商店・商店街を活性化するよう実施されております。取り組まれたイベントは何か、パンフレット作成等で特産品を情報発信することにより、商店の活性化を図られていますが、その事業の成果はどうであったのか、今後の取り組みはどうされるのか、お尋ねをいたします。

以上の5点についてお伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 7番、齋藤光弘君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 総合戦略を早期に策定した地方自治体に交付されました、地方創生先行型交付金（タイプⅡ）の5事業についての取り組み状況について、ご質問をいただきました。

まず最初に、空き家利活用定住促進事業についてでございますが、各地区行政懇談会や出前講座において空き家情報登録制度を知ってもらい、地元自治会との連携による登録物件の掘り起こしと、移住される方の受け入れについてお願いし、進めております。

また、昨年度、滋賀県建築組合日野支部に町内の空き家の現地調査をお願いし、空き家の実態と管理状況を把握するとともに、空き家情報登録制度に登録可能な物件の把握に取り組んだところでございます。その調査により利用可能とされた物件については、その所有者に空き家情報登録制度の利用案内を行い、空き家登録物件を増やしているところでございます。

平成27年度実績では、空き家情報登録制度での移住者は8件、17人ですが、今年

度は既に7件、17人が成立しております。8月末の累計では41件、109人となったところでございます。現在も制度案内等により、物件所有者への登録をお願いしているところであり、順次登録物件の充実に努めるとともに、総合戦略にあります空き地登録制度の創設に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、定住支援相談窓口整備事業についてでございますが、日野町で暮らしたいという人に対する総合的な相談窓口を充実させるため、嘱託職員を1名配置いたしました。窓口機能の充実と空き家情報登録制度の周知もあり、平成27年度には452件の相談があり、今年度は既に232件と多くなっており、相談員を配置したことにより丁寧な対応が可能になっております。

相談では、50代、60代のシニア世代からは、静かな住環境を求めての移住の相談や、子育て世代については、独立するに当たっての移住相談が多く寄せられております。しかしながら、移住希望者は他の自治体へも相談されている方も多いため、日野町の魅力をしっかりPRし、実感していただくとともに、移住に係る不安を受け止め、対応できる仕組みと体制づくりが必要と考えております。

次に、出会いの場創出事業についてでございますが、独身男女の結婚に向けた支援として、町では、出会いの場の事業や身だしなみ等のセミナーを開催するとともに、地域による婚活事業を支援いたしました。平成27年度の実績では、南比都佐地区の地域住民主体の婚活事業により9組のカップルが成立、町の事業を含めると19組のカップルが成立いたしました。今年度におきましては、地域による婚活事業を、多くの地区で取り組む計画をさせていただいております。今後、引き続き町主催の事業を実施するとともに、近隣市町と合同での婚活事業に取り組む予定をいたしております。

次に、ファミリーサポートセンター事業についてでございますが、応援したい者と受けたい者との相互援助活動に関する連絡調整を行っております。登録されている応援したい人の数、いわゆる協力会員は14名、応援してほしい人、いわゆる依頼会員は18名でございます。活動状況につきましては、保育園への送り、送りまでの一時預かり、塾への送迎、保護者の用事による一時預かりが主なものとなっております。今後は、現在進めている会員研修の実施をさらに進め、センターの周知により応援・協力両方の会員増を図るとともに、さまざまな依頼に対して応えていけるセンターにしていきたいと考えています。また、幼稚園・保育所・学童などの関係機関との連携を図り、使いやすい体制へと充実を図ってまいります。

次に、魅力ある商店づくり促進事業についてでございますが、商工会による商業活性化と土産物パンフレットの制作に取り組みました。商業活性化の取り組みは、商工会において特典つき商品券事業、いわゆる「おさんぽカード」のポイントを10倍付与する事業と、ポイントシールラリー事業、店舗でお買い物をして、規定数の

シールを集めれば抽選もしくは応募ができるという事業を実施いただきました。これらの事業は、大型ショッピングセンターとの差別化を図り、地元商店への集客と、消費者の購買意欲の高揚などにつながったものと考えております。

また、土産物パンフレットの作成については、日野町を訪れる人々に町の特産品を知っていただき、購買行動につなげ、特産品などの販売促進により商業の活性化を図ろうと取り組んだものでございます。現在、観光協会や出品事業者の店頭などにパンフレットを配置するとともに、旅行業者にも配布し販売促進に取り組んでおります。年度末にパンフレットを作成し、修学旅行などを取り扱う旅行会社などへ情報発信もしているところでございます。現時点では、まだ具体的な成果にまでつながっておりませんが、継続した情報発信、販売促進に取り組み、観光による土産物等の販売の流れをつくり、魅力ある商店づくり、商品販売による商業活性化につなげていきたいと考えておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 先行型事業として取り組みを着実に進めていただいておりますことに、感謝するところでございます。それぞれの事業のところ、何点か再質問をさせていただきます。

まず、空き家利活用定住促進事業であります。8月末までの累計では41件、109人の方が移住をされているとのことでございます。これは、空き家調査をされたことによる成果であるというふうにも思います。また、空き家調査した結果を踏まえ、空き家登録物件を増やす努力をしていただいた、職員の皆さんの努力の成果と思います。ありがとうございます。

それで、現在の空き家登録物件で募集中の物件、また、協議中の物件は何件あるのか。そしてまた、空き家の利用者、希望者の登録は何件あるのかというところでお伺いをいたします。

次に、定住支援相談窓口整備事業についてであります。平成27年度の相談件数は452件ということであり。時代の流れの中で、田園回帰の流れがやってきているのかなというふうにも思うわけですが、相談件数が452件に急増した、その要因は何と考えられているのか、お伺いをしたいと思います。そして、問い合わせ相談の中で、移住者が求めている内容に答えられるように対応することが必要と考えますが、移住希望者の不安をしっかりと受け止め、対応できる仕組みと体制づくりを必要とされていますが、具体的にはどういう体制をお考えなのか、教えてくださいと思います。空き家だけでなく、空き地を求めて相談をされる方もあるのではないかとこのように思いますので、空き地登録制度の設置も早急に必要かと考えます。その見通しはどうか、お伺いをいたします。

次に、出会いの場の創出事業であります。今年度、この9月11日に、南比都佐

の公民館によります婚活事業がされました。これも前回と同様で、消防団第3分団の方々も中心になり企画をし、運用されたというふうに聞いておるわけでございますが、平成27年度の実績で19組のカップルが成立したとのこと。その後、うまくいっているカップル、また、ゴールインされたカップルはあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。今後、ほかの地区でも婚活事業を今年度は計画されているということでもありますので、ぜひそういった事業の展開をしていただきたいと思います。お待ちしております。

そして、ファミリーサポートセンター事業であります。9月広報ひので活動報告を掲載していただいております。それによりますと、6月から7月の2ヵ月であります。預かりが33件、送迎が34件のサポート要求があり、活動されたということ。依頼する会員さん、依頼される会員さんは、この事業に対してどのような感想を持っておられるのか。今で4ヵ月経過した中で、どのように感想を持たれているのかというところでお尋ねをいたします。

次に、魅力ある商店づくりの促進についてであります。27年度末にパンフレットを作成されたということ。昨日、私も商工観光課の方に行きまして、パンフレットを見せていただきました。このパンフレットでございます。土産物パンフレットということで、近江日野お土産カタログということでつくられております。日野町における特産品、商店の自慢の商品を掲載していただいて、いいカタログパンフレットができたように思っております。今後、このパンフレットをいかに活用し、販路の拡大、そして販売促進につなげることが重要かと思っております。

平成27年度の決算資料の17ページに、地方創生交付金事業の状況が記載されております。商工会会員数は平成27年の目標が545人のところ、実績では532人の実績となっております。商工会と連携して経営指導や創業者の育成、商店への支援を行っていただいておりますが、商店会員数が12名の減少をしています。このことについて町はどのように受け止めていただいているのか、お伺いをいたします。

以上の、事業5つについての再質問とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** ただいま齋藤議員の方から、5点ほど質問をいただきました。

まず、1点目でございます。空き家活用の中で、現在の状況はどうかということ。現在、登録物件は10件ということ。利用希望者、いわゆる登録者でございますが、それが81件ということ。現在、先ほども申しましたように、空き家の調査によりまして、登録をしてもよいということ。いただいている件数が15件ほどございまして、さらに、今現在10件ほど調査に入らせていただきまして、もうすぐその10件についても順次登録物件を増やしていきたい

というふうを考えております。

協議中につきましては、現在、動いておりますので、しっかりちょっとつかまえておりませんので、後ほど報告させていただきます。

それから、いわゆるそうした相談の件数が多くなった要因はということでございますが、特に、私どもの町で始めましたこの制度、割に、全国的には県内でも早い方でございまして、そうした中で継続的にやってきた経過の中で、その部分での周知が割に届いてきたという部分と、それから、やはりマスコミの中で、いろんな全国的なブーム的な部分も若干ございまして、テレビ番組もございまして、そういう部分もございまして、それから、既に移住をいただいております方からの口コミ等もございまして、そういう点がございまして、また、まれにございまして、観光に訪れたところで非常によかったもので、どういう町かというのを調べるためにということで、お問い合わせもいただいているというような状況でございまして。

それから、移住者の不安等を払拭するために、どのような体制を考えているのかということでございますけれども、それにつきましては、基本的には若い世代、子育ての世代でありますと、やはり保育所の関係とか、子育ての環境はどうなのかというお話を伺わせていただきますし、それから、菜園もしくは農地の関係とか、そういうものも一緒に何とかできないかというご相談もございまして。あとは、ちょっとこういうことしたいんやけどという、若干起業的な部分の相談もございまして、今言いますところによりますと、全体としては家の用途の関係、いわゆる、こういうことしたいんやけど、いや、ここはこういうことができないんですよというお家もある。そういう場所もあるわけですから、全体としましては、子育ての福祉関係の方と、それから、今働く企業関係の商工観光関係、それから、そうした菜園、農地云々については農林課と、それから、今の用途関係につきましては建設計画課と幅広くなりますので、そうした中で、絶えず連携とれるような形の、その物件の特性等が、今登録する前に、できるだけそういう形がとれるようにということで、物件については用途関係とか、農地の関係とか、それについては関係課の方に合議を回しながら、一応情報収集をしているという体制ですが、もう少ししっかりとした仕組み、体制をしていくべきかなと今は考えているところでございまして。

それから、空き地の見通しでございまして、空き地につきましては非常に難しいところがございまして。今後、先ほども言いました体制の中の1つ、安心していただく方法として県の方の宅建協会がございまして、そうした専門の分野については、一定そういうところをお願いをするということも必要かなというふうを考えておりますので、そうしたところの連携も1つ考えていかなあかん。その中で空き地についても、いろいろアドバイスをいただいているところでございまして、まずは市街地でないとなかなか、今、規制がいろいろ難しいところがございまして、市

街地の、特に扱いやすい、いわゆる新興住宅地も含めて、そうした部分をまずできないかということで、今ちょっと研究をさせていただいております。

なかなか、空き地につきましては全国事例も非常に少のうございまして、恐らく民間が主導でできるものだろうということで進んでいるんだと思うんですが、我が町が空き地をとという話をさせていただいている根本には、やはりアパートに住んでいただいている方が、情報がないために違う町へ出ていってられるという部分がございますので、日野町にもこндаけあるよというような部分を、できるだけ情報発信していきたいなということで取り組ませてもらおうかなと思っていますので、その辺も踏まえて、今後、関係のところと相談しながら進めたいというふうに考えているところでございます。

それから、出会いの場の話でございます。出会いの場につきましては、各地区でも取り組みを進めていただけるようになってまいりましたし、昨年も19組ということでございました。追跡でございますが、非常に難しゅうございまして、報告のあるものもございますけれども、ほとんどがなかなか突っ込みにくい部分がございます。恐らく2回目に、2回目というか、イベントして何回かまた後に来られた場合には、恐らく、あ、あかんなんだなというのが分かるんですが、なかなかそこまでちょっと食い込めてないというのが実情です。ただ、その辺、もう少しフォローを、また聞かしてもらおうわなという形の緩やかな形での連携というか、つながりはちょっとしっかり持っていくべきかなとは考えております。

今後、限られた範囲ではなしに、先ほども町長お話ししましたように、広域でも一遍取り組んでいこうということもありますし、それから、町の方からも、それは狭いエリアであるものではないと。県全体でもそういう部分で出会いの場というのが、今調査でも、50パーセントの方が出会いの場がないとおっしゃってますので、そういう機会を持っていただけないかということで県の方にも要望しているということで、そういうような取り組みをさせていただいてます。今後の追跡につきましては、若干今後検討させていただければと思います。

今、ちょっと資料いただきましたので、協議中の件でございますが、10件のうち2件が今現在協議中ございまして、8件が今現在募集中ということでございますので、以上でございます。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 齋藤議員から再質問ということで、商工会の会員さんの減少ということについて、どのようにとらえられるのかというご質問をいただきました。

現実的に会員数としては12減っているということで、総合戦略の方に5年後の目標ということで、550という数字を掲げさせていただいてます。実際、12マイナスに

なってるんですが、ちょっと詳しい数字はあれなんですけども、30減って20増えたみたいな、そういう差し引きのされた中でマイナスになっているということでございますので、ここのマイナスの部分は、廃業とかそういうことで減っているという現状はあるんですけども、プラスというのもありますので、そのこのところを増やしていくというようなことで、また商工会とも、いろいろいろいろな施策をしていきたいなというふうに思ってますし、こちらの方に書いてますように、魅力ある商店づくりの促進を目指すという中で、商店を増やしていきたいなというふうに思ってますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 福祉課長。

**福祉課長（宇田達夫君）** ファミリーサポートセンターについて、ご質問をいただきました。

ファミリーサポートセンターにつきまして、応援をしたい協力会員さんと、される側の会員さんの感想とかいうのはどうかということでございます。協力をいただく協力会員さんからお聞きしておりますのは、私たちができることをしっかりと伝えてほしいということでございます。それと、そのことを通じて、あと1歩、もう1つ踏み込んで何かしてほしいということがあれば、どんどん言ってほしいということで、例えば先ほどの町長の答弁にございましたが、保育園への送り、送迎というのがあるんですけども、そのときに、その中で、その前に少し預かってもらうことはできませんかという依頼者の会員の方がありまして、じゃあ、そのこと協力できますよということで、サービスが少し広がっていくというのか、そういうことでございますので、遠慮しないでお互いがそう言っていただくことが重要なのかなというふうに思っております。

また、依頼される側の会員さんでございますが、始まって3ヵ月、なかなか初めてのことなので、使い勝手が分からないというのが本音であるようでございます。ここでも、先ほども町長の答弁にありました塾への送迎とか、そんなことまでしてもらえるんですかというようなことも最初あったようでございます。そのようなこともございますので、今回も広報にも載せさせていただきましたが、今後もしっかりと、こうして広報活動しながら伝えていくことが大切だというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** それぞれのご答弁いただきまして、ありがとうございます。

これらの事業につきましては、先行型交付金を活用しての職員の皆様のご努力、成果であると評価するものでございます。再質問はいたしませんけど、まとめといたしまして、今後の取り組みについての要望とさせていただきます。

まずはじめの、空き家利活用定住促進事業についてであります。利用希望者に

対しての空き家登録件数が少ないということで、今も81人からの希望者ある中で、10件の登録だということ、それだけ契約も進んでいるのかなというように思いますが、空き家登録物件を増やすことが定住・移住の促進につながるものと考えますので、今後も空き家登録物件の掘り出し、充実に努めていただきますようお願いをいたします。また、定住支援相談窓口整備事業についてであります、問い合わせ相談の中で、移住者が求めている内容に応えられるようにということでの、対応できる支援体制の構築を、先ほどもご説明いただきましたのは、そういった子育て支援等の、また、環境整備等の構築の確立をお願いをしたいと思います。

そして、出会いの場創出事業についてであります、カップルの成立することが、定住していただくということにつながる狙いではないかなというふうに思いますので、なかなかゴールインにまで至るとするのは難しいということは考えられますので、結婚に至るまでのサポートできるような取り組みも、できるだけ進めていただきたいというふうに思います。

そして、ファミリーサポートセンターの事業についてであります、依頼をされる方は便宜をされているというふうに思います。まだまだ、このファミリーサポートの事業をご存じでないという方も多かというふうに思いますので、さらにそういったことの周知をしていただくように、そして、広報による情報発信等をしていただき、依頼する方、依頼される方の両方の会員さんを増やしていただいて、さまざまな依頼に対応できるセンターとするよう努めていただきたいというふうに思います。

そして、魅力ある商店づくりの促進事業についてであります、今後このパンフレットをいかに活用して、販路の拡大、販売促進につなげるということが重要な課題になってくるかと思っておりますので、それぞれの商店の企業努力も必要かと思っておりますが、観光で日野町に来られる方に活用していただいて、この日野町の商店の振興に努めていただきたいと思っておりますし、また、町長のトップセールスも期待するところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、これらの事業につきましては、人と人のかかわりが事業の推進に大きく関係するものと思っております。今後も職員の皆様のそれぞれの事業の取り組みの姿勢が重要かと思っておりますので、引き続き総合戦略の取り組みにご努力いただきますよう期待しておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、2つ目の、南比都佐地区の猿害対策・イノシシ対策についての質問をいたします。

6月議会に引き続き、猿害対策についての一般質問をいたします。広報ひの8月号で「集落ぐるみで猿対策」と題して、猿害対策についての記事を掲載いただきました。近年、防護柵の設置が進み、鹿・イノシシの被害は横ばいか減少傾向に

ありますが、ニホンザルによる被害は増えています。また、集落で行える対策としては、餌場をなくすこと、集落に近づけないよう防護柵を設置すること、皆で追い払いをすることが紹介をされております。地域で餌場をなくすことや追い払いの実施に努力されておりますが、現状は厳しいものがあると、難しいものがあるというふうに聞いております。

私が住んでいます曙団地内の山手の方には、これまで猿は見かけなかったのですが、最近、猿が数頭出没するというのを聞いております。また、イノシシについても昨年より団地内に多く出没するようになり、農林課と相談して対策をお願いしたところ、箱わなをかけていただいておりますが、これといった対策は見当たりません。近隣集落のほとんどのところで防護柵の設置がされたことから、団地の方にイノシシや猿が見えてきて、出没するようになっていることも考えられます。

今年度、曙を除く南比都佐地区で、個体数調整事業での業者による大量捕獲を計画されております。そうしますと、さらに団地への襲来が懸念されるところであります。また、小学校PTA・地区区長会からも、南比都佐地区の猿の駆除、安全対策を求める要望書が提出されております。

そこでお伺いをいたします。1つ目に、個体数調整事業の現在状況と今後のスケジュールはどうか。2つ目に、団地での防護柵の設置は可能なのか。3つ目に、ほかにより駆除・安全対策はないのか。

以上の3点について、お伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 有害鳥獣対策についてご質問をいただきました。

まず、猿対策でございます。猿の個体数調整に向けた取り組み状況でございますが、猿対策の知識を学ぶ研修会は、7月18日を最後に、南比都佐地区7集落で研修を終えていただくことができました。また、研修を終えた集落から順次猿の被害アンケート調査に取り組み、集落の被害状況の把握を行い、現在は、そのアンケート調査の結果をもとにして、集落内の誘因物の確認や柵の設置状況を点検する集落環境点検を始めていただいております。

この集落環境点検の後には、集落内の被害対策の検討と計画策定が進められることとなります。既に5集落で集落環境点検を終えられ、順次計画作成に着手されており、残り2集落も9月中に着手される予定でございます。

今後のスケジュールでございますが、9月12日に県庁において、ニホンザル保護管理検討委員会が開催され、猿被害防除の取り組みなどを審査いただきました。結果は適当であるとの判断をされたので、今後は県から個体数調整の捕獲許可を受けて、南比都佐地区全域にいる猿の群れを適正な頭数までの捕獲を行うこととなります。その結果、曙団地への猿の出没も減るのではないかと期待しておるところでござ

ざいます。捕獲の期間は10月から3月までを予定しており、餌づけ期間において大型囲いわなを用いて捕獲を行います。また、集落では作成した計画に沿って、猿防除対策を継続していただく必要がございます。

次に、曙団地での防護柵の設置の可否についてでございますが、自治会の総意と地権者の同意があれば、特段差し支えないものと思っております。なお、獣害防護柵に対する補助金は、その目的が農作物被害を防ぐためのものございまして、それ以外の用途には対応できないものでございます。

次に、イノシシや猿の駆除や対策については、すぐに効果が見られるものではございませんので、町では追い払いの花火をお渡ししており、必要に応じてエアガンの貸し出しならびに出前講座も実施しております。対応可能な獣害対策について、地元住民の皆さんと相談しながら取り組みを支援してまいりたいと考えておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** それでは、2点ほど再質問をさせていただきます。

猿の個体数調整については計画通り進んでいるかのようにありますが、県からの捕獲許可はいつごろ受けられる予定なのか、お伺いいたします。そしてまた、集落環境点検等計画作成をされた後、業者による餌づけ、大型囲いわなの設置がされるというように思いますが、大型囲いわなはどこに設置されるのかということは、いつごろ決まるのかというところを教えてくださいたいと思います。

そして、もう1点ですが、こういった事業とともにしていただいたのによりまして、子どもの通学における安全対策が必要になってくるかというふうに思います。その取り組みについて、どのような対応をされようとされているのか、今後の対応についてお伺いをさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 齋藤議員より、2点ほど再質問をいただきました。

今月、個体数調整の審査をいただくということで、県庁の方へ説明をしに参ったところでございます。町長申し上げましたように、適当であるというふうに判断をいただきました。それには、南比都佐地区、今175頭というような群れになっているということと、それと、実は、南比都佐が日野G群となるんですが、鎌掛側に日野E群という群れがある。それから、甲賀市側にまた群れがあるということで、逃げ場がないというか、山へ追いやる場所がない。それから、南比都佐は山がありますけれども、大変山が浅いということで、集落で頑張つて追いやっても、猿のすみかになるところがないということで、これだけの大きな群れは、なかなか捕獲でないと難しいというようなことで、お認めをいただいたところでございます。

その審査に当たりましては、10月から3月までの期間を捕獲期間ということでご

審査いただきましたので、早急に適当という判断をいただきましたので、これから申請をさせていただいて、10月には許可をいただく予定をしております。

許可をいただきましたら、わなを仕掛けるわけですが、その10月までに業者の方と契約を結びまして、囲いわなの設置をいただくことになります。できれば、なるべく11月には設置をしないと、餌づけをして最終3月には捕獲をしてしまうわけですが、餌づけ期間が短いと失敗に終わるといことですので、なるべく早いうちに業者の方と、モニタリング調査をされておりますので、適当な場所をご相談に行って、集落地区の皆様説明しながら決定したいというふうに思っております。なるべく10月には、早い時期には皆様にはお知らせさせていただいて、ご相談させていただきたいと思っております。

それから、猿の出没する箇所が通学路になっているということでございます。南比都佐の南比の窓という広報でも猿のことを載せていただいて、大変ありがたく思っております。子どもさんたちには、大変、猿が通学路になっているんですけども、猿が出たということで、例えば、見かけた中で逆に石を投げたりするとか、そういった猿に対する、こちらから、子どもさんから攻撃するとかそんなことはしないで、速やかに通学に向かっていただくというのが一番安全な方策なんですけれども、基本的には猿はおびえる、猿の方がおびえる動物でございますので、はぐれ猿は別として、威嚇をしてくるというのは集団であればないわけでございますので、安全に通学いただくというのが、何もこちらから危害を与えずに通学をしていただくというのが、まず1点でございます。

ただ、それだけではだめですので、そこは集落で日ごろの追いやり、追い上げとか、威嚇をやっぱりしないと、そこになれてしまいますので、必ずそこは別の方で、保護者さんなり、集落におられる方でしていただくという日ごろの取り組みが大事というところになります。

承認をいただいたんですけども、必ず隣の甲賀市、鎌掛の方からまたやってきますよと。効果が無駄にならないように、集落で、これから捕獲した後の取り組みが一番重要であるということで指摘もいただきましたので、そこは十分これから地区の皆さんにご説明する中で、対策をさらに強固にしていきたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 再質問はいたしません、団地内に猿が来るようになってきてということで、追い払い用の花火も提供していただいております。先週ですが、団地の住宅近くにも、ミミズをあさって数頭のイノシシを見かけております。また、団地の防護柵については、団地の北側に蒲生ゴルフ場のフェンスが設置されておりますので、餌場となる農作物も少ないということもありまして、防護柵を設置する

ことは難しいかなというふうにも考えます。今後、曙団地内への猿の出没を減ることを期待しておりますが、猿、イノシシの行動は気になりますので、対応可能な対策、取り組みのご支援をいただきたいと思います。

そして、あわせて子どもの通学における安全対策にも気を使っただきまして、その取り組みをお願いしたいと思います。餌づけの時期になりますと、やはり猿もようけ出てくるのかなというふうに思いますので、そこも注意しながらお願いしたいと思います。

次に、3つ目の、国道・県道の除草作業についての質問をさせていただきます。

国道・県道の除草作業は、県の土木事務所の管轄で事業を施工していただいております。町道については町が施工していただいております。毎年、刈っても刈っても繁茂する雑草には困ったものでございます。貴重な財源を除草作業に投入することはもったいなく思いますが、事業を展開していただかなくてはなりません。

東近江土木事務所からは、予算がないので年1回の作業と伺っておりますが、隣の甲賀市土木事務所の管轄区域では、6月と8月の2回の除草作業をされています。同じ県事務所であって同じ事業の取り組みが異なることについて、疑問を感じているところでございます。甲賀市の国道は草刈りができていて、日野町内に入って草刈りができてないということは、日野町のイメージが悪くなります。安全な通学路の確保の点からも、早期の除草作業が求められております。以上のことについて、県事務所に調査をしていただきますよう要望いたします。

そこで、お伺いをいたします。1つ目に、ほかの土木事務所の除草作業状況はどうか。2つ目に、作業時期をほかの土木事務所に合わせた施工はできないのか。3つ目に、年に数回の除草作業ができないものかということで、以上の3点についてお伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** ただいま国道・県道の除草作業について、ご質問をいただきました。

まず、隣の甲賀土木事務所の状況でございますが、原則年1回の作業であるが、主要幹線道路や交通量の多いカーブなどでは、おおむね年2回の作業を実施しているとのことでした。

次に、作業時期を甲賀土木事務所と合わせて東近江土木事務所が実施できないかということでございますが、東近江土木事務所におきましては、現在、年1回の作業であることから、効果的な時期を見込んで業務発注をしているので、管内をまたぐ路線において、他の土木事務所との発注時期が異なることや、受注者の都合もあることから、調整は難しいというふうに聞いておるところでございます。

次に、年数回の除草作業の実施についてでございますが、東近江土木事務所にお

きましては、県内最長の約500キロメートルの国道・県道を管理しており、複数回の作業発注をすることは困難であるということでございます。しかしながら、通行に支障となる箇所が出てくれば、個別には対応するというふうな考えでございました。

東近江土木事務所におきましては、日常的な道路パトロールとともに、緊急を要する作業についてはその都度対応をいただいておりますが、今後も充実した管理が行われるよう、町からも要望をしてまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** それでは再質問させていただきますが、甲賀土木事務所に聞き取り調査をしていただいたところ、やはり甲賀市は、主要幹線道路や交通量の多いカーブのところ、おおむね年間2回の作業をしていただいているということでございます。しかし、東近江土木事務所の管内では、管理道路が長いということで、年1回の作業ということではありますが、全路線を2回せえということになしに、甲賀市のように主要幹線道路や交通量の多いところなどで、年2回をしていただけないかというふうにも思います。除草作業時期も、甲賀土木事務所は6月末に1回実施をされて、また、8月にも実施をされているわけですが、東近江土木事務所は8月末1回ということですので、このように県事務所によって除草作業事業の取り組み状況が異なっていることについて、担当課長の見解というところをお伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（望主昭久君）** 齋藤議員から、除草作業についての再質問を頂戴いたしました。

先日の質問が出てから、東近江土木事務所の道路計画課長の方と面談をさせていただきました。そのときに初めて、甲賀土木事務所が年2回しているということを知ったような状況で、道路計画課長の方も、その都度させてもうてんのやけど、甲賀事務所の方は年2回してるのかということで、改めて認識をされている状況でございました。

再度そのときにも、甲賀土木事務所はやっているのであれば東近江土木事務所ではできないのかということも、何度も問いかけをしたんでございますが、先ほど町長の答弁でございましたとおり、年間1回が原則ということの中では、管内のキロ数が非常に多いということで、その辺がネックになってくるのかなということ聞いております。

ただ、甲賀市土木事務所の方も、日野町の中学生、高校生がグリーンバイパスとか、国道307号線を通ることも認知していただけてますし、その交通量が多いところで2回していただいているということは、私としては大変ありがたく思っております。

また、東近江土木事務所の方につきましても、必要な箇所については、その都度対処させてもらうということも聞いておりますので、今現在は、地先の方の田んぼをされている方がボランティアであったり、その地権者の方がしていただいていることは、もう一度強く土木事務所に伝えながら、その都度していただくようなことの工夫であったり、その辺をしっかりと伝えていきたいと思っています。

また、年2回甲賀土木事務所は計画的にやっておられますので、6月、8月と適期にいただいています。東近江土木事務所につきましても、今年につきましては、7月ごろから日野町の管内もしていただいておりますので、去年の行政懇談会から強く要望した関係で、時期も早くなっているかなと思っています。ただ、延長が長うございますので、場所によっては8月になったりしますので、その辺につきましては、年1回という中の作業の中で効果的なところということでお願いしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 再質問はしませんが、東近江土木事務所への要望でありますので、なかなか難しいとは思いますが、私も何回か土木事務所の方へも直接お願ひもしてありますが、なかなか改善はされないというところであります。早期、早い時期に除草作業をしていただくことと、主要幹線道路や通学路のところでは、やはり年2回の除草作業をしていただきたいなというふうにも思っております。

町からの改善要望も、今後ともまたしていただきますようお願ひをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** ここで、昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時30分から再開いたします。

—休憩 12時12分—

—再開 13時30分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

5番、谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** それでは、3月の定例会で日野駅舎改修・改築について質問させていただきました。早速に、4月に地元住民、日野駅前通り共栄会、日野町まちなみ保全会、商工会、観光協会のメンバーでつくる「日野駅利用促進活性化懇話会」を設置していただき、まことにありがとうございます。早速に古民家改修を手がける設計事務所に基本設計案を作成依頼していただき、建物現況調査に着手し、8月には工事設計監理業務も決まり、懇話会の委員会の意見を反映させた上で、現駅舎を可能な限り保存し、新たな機能を持たせる再生プランをまとめました。大正モダンの雰囲気はそのままに、駅舎の損傷部分を修復し、現在は開放されていない部分

にコミュニティスペースを設け、カフェや物産コーナー、観光案内所など憩いの場とする方針を決めたところです。

懇話会委員でもあります日野駅前通り共栄会では、5月に駅前で特産品販売やカフェなどのイベントを開催し、そして、レトロな駅舎を描いたステッカーをつくり、8月から加盟店で日野駅舎せんべいも販売し始めました。さらに、路線開業日の10月1日には、レトロな駅舎に今までの感謝とこれからの期待を込めて、日野駅舎100周年記念イベントを開催し、広く駅舎改修と駅の利用促進をPRしていきたいと思っています。イベントまでには工事が着手されていくと思いますが、そこで、3点ほどお伺いしたいと思います。

近江鉄道と協議された経過を公表し、予算立てなど国の地方創生加速化交付金と町の補助金、近江鉄道の予算はどうなるのか。今後の工事業者はどうされるのかをお伺いいたします。

駅全体のイメージから、プラットホーム等も改修、改築されていくと思いますが、予算は市民や鉄道ファンから出資を募るガバメントクラウドファンディング等によると聞いていますが、その内容と駅舎の工事と同時にできるのか、寄附金も募るのかなど、お伺いいたします。

最後にもう1点、駅舎について、駅はまちのたから。町にとって、通学、通勤、観光の玄関口。駅は不特定多数の人が集まる社会的結節点、残せる部分ではできる限り残し、近隣住民の利便性を高めて付加価値をつけたいと思っております。そこで町長にお伺いいたしますが、日野駅をどのような位置づけにしていられるのかも伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 5番、谷 成隆君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 近江鉄道の駅舎改修、改築についてご質問をいただきました。

近江鉄道日野駅駅舎改修工事に係る近江鉄道との協議経過についてでございますが、現在、改修工事の実施設計を行っており、今後の建設工事について、現駅舎の機能を維持しながら円滑に工事施工ができるよう、近江鉄道と協議を重ねております。

現駅舎は近江鉄道の所有でありまして、近江鉄道が発注者となり、町が近江鉄道に対し補助金を支出し、心の交流の玄関口として新たな駅の再生に向け、歴史と風合いを大切にしながら、情報発信の拠点施設として再生改修の整備を行うこととなります。

近江鉄道の予算については、駅業務と乗務員の宿泊スペースを確保するために、駅舎と現在の観光案内所を機能的に活用するため協議を行っており、負担金等についても協議の中で整理していくことになると考えております。

次に、駅舎整備と寄附金等についてでございますが、日野駅舎とともに、ホーム

待合室の上屋改修や駅に残されている歴史的価値のある鉄道遺産も含め、レトロな風情ある駅全体を後世に残す整備を進めるため、広く応援を呼びかけたいと考えております。既に、地元商店街や日野駅利用促進活性化懇話会でも取り組んでいただいておりますが、そうした新たな駅の再生整備に必要な資金を、町内はもとより全国の皆様から広く寄附等を募りたいと考えています。

まずは、駅舎の改修工事を今年度中に完成できるよう、全力で取り組みます。寄附等については、町内外の皆様への協力依頼とともに、12月からは、インターネットを通じて広くガバメントクラウドファンディング制度を活用し、募集をしております。

まちのたからを未来につなぐために、住民の皆様や広く全国から応援いただける人を増やし、来年度以降、残りの施設の整備が進められるよう、近江鉄道と協議をしております。

3つ目に、日野駅は地元の地域の熱意によって建築され、100年という長い歴史に育まれてきました。そのため、日野駅には歴史の痕跡が残されており、まちのたからをどう伝えていくかを日野駅利用促進活性化懇話会で議論を重ねていただいております。

長年培ってきた歴史と風合いを大切にしながら、多くの町民の記憶の中にある駅を次の世代に残し、人と人、過去と未来をつなぐ結節点として、来訪者と地域の心の交流の玄関口として、新たな日野駅の再生に向け近江鉄道とともに取り組みたいと考えております。

日野駅改修事業では、現在の姿をできるだけ残して修復・再生し、耐震補強を行いながら施工するものでございます。駅の100年の歴史に新しい息吹を吹き込み、駅利用者の利便性向上を図るとともに、交流が生まれる新しい情報発信の拠点施設として、これからの若者にも受け入れられる駅となるように、そして、さらに日野町を訪れてみたい、住んでみたいと思える人を増やし、まちなか観光などへの来訪にもつなげていきたいと考えています。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 3月のときには解体されるとか、いろんなこと言われてましたけど、改修で、この100年の歴史にまた戻ってくるということで、大変ありがたいことと思っております。

今も町長が申されましたように、近江鉄道が発注者となり、町が近江鉄道に対して補助金を出すということを聞きましたけども、この日野町にも業者といいますか、滋賀県建築組合、また建設工業会等、まちなかでもおられますので、その人らにも仕事ができるような配慮をしていただけるかどうかということも、こちらから願いたいところでございます。この地方創生交付金を使う限り、お金も循環していかな

いけないと思うんで、その点、配慮していただけるようにできたらよいのかなと、私は思います。その点についても、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、プラットホームとかこっちの、今、12月からインターネットを利用されて募集していくのが、たまるように努力していただいていたらいいと思いますので、私らも協力していきますので、どうぞよろしくお伺いしたいと思います。

また、まちのたからの、今度は駅舎の中なんですけども、観光にも力を入れていってもらえるようによろしくお伺いしたいと思います。

そこで、商工観光課長にもお伺いしたいんですけども、どのようなことを考えておられるのか、何かありましたら答えていただきたいと思います。

この日野駅舎の中に、今度は観光案内所も設けるということで、今も、今度この駅務室と入れ替わりで観光案内所がこっちへ入ってくる、駅舎の中へ入ってくるわけで、それをまた活用していかなくてはいけないので、それは少しでも考えていただいて、私らも考えていきますけども、その点また考えてもらって、いろんなことを出していけたらいいかなと思いますので、よろしくお伺いします。

その2点、ちょっとお伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** ただいま谷議員の方から、近江鉄道の駅の改修に係ります部分での補助金、それに当たりまして近江鉄道の事業について、その改築に当たっては地元の業者をできるだけ使ってもらえないかというお話でございました。

まだそこまで細かく話は、今現在、話はしておりませんが、ただ、決まっていることは、鉄道事業の部分がございまして、その安全管理云々の運輸局等の話がございまして、その管理部門をしっかりとした上でということをお聞きしています。ですから、私どもとしては、近江鉄道さん、事業者からその部分を発注していただく方が安全やということで、も含めて、補助金を出してしていただくわけでございますけども、ただ、どの辺まで地元の方が使っていただけるか云々というのは、ちょっと私どもではなかなかはっきり分かりませんが、そういう部分で、もし使える部分がございましたら、何とかできるだけお伺いしたいなという思いは持っておりますので。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（外池多津彦君）** 新しく駅舎ができましたら、スペース的には、まちの交流の場という形で奥の場所を使えるようにということで、そこでカフェなり、それからお土産の販売、先ほどありましたようにお土産のパンフレットとか、そういうようなものも置かせていただく中で、観光案内所として今までもあったんですけども、引き続き、より新しい形にしていきたいなというふうに思っていますので、どうぞご協力の方もよろしくお伺いします。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 今も、発注者で、また近江鉄道の方でされることで、実際この日野駅舎と言われても、木造の鉄道に関する、特殊と言われますか、僕らから見たらそんな大したことないのかなと思うんですが、今、実施設計をされて、今度近江鉄道さんが発注者となるわけで、その点、まだこれからも協議されていくと思いますが、その中でも1つでも入れるようにちょっと努力をしていただきたいと思うんですが、その点、仕事の方もあれば材料のこともあるし、それでもこのまちの何かを使ってもらえるように、1つでも努力をしていただきたいと思います。それは。

それと、2つ目の観光の方なんですけども、今も動いています観光案内所、あそこもまあ、あそこもまあ言うたら怒られますが、あそこも日野が管理しながら近江鉄道の人が守りをしててくれますねんけども、何かもう1つ明るくないので、今度からは、もうちょっと明るい人を置いていただくように努力してもらわないと、今も、日野共栄会でせんべいとか、物をつくってるんですけど、そのことがこっちから向こうに伝わってないと、お客さんは尋ねてこられて、このせんべいどこにあるのや言われたら、知らんのやと言わはるさかいに、そういうことでは1つにつながってないので、ちょっとその点もまた注意していただき、私らも注意していきたいと思いますので、その点また努力してもらいたいと思うんですが、もう一度、企画振興課長に、そのことでまた協議していただくように、ちょっと念を押したいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** ただいま再々質問ございました。

今、実施設計をしております業者とも、どの辺までいけるのかというのは、近江さんとも当然話を一緒にしながらやっていきますので、どの辺まで入っていけるのか、できたらそういう部分も、できるだけ融通のきく部分については地元の方でお願いしたいというお話はさせていただきたいというふうに思っています。

あと、案内所の部分につきましては、近江バスさんの職員さんというか、雇っておられる方でございます、その辺につきましても商工観光の方と一緒に、その業者の方と話をさせてもらいまして、人がどうのこうのというよりは、そういう部分のしっかりした部分を研修も含めて塩梅ようせなあかんなど、こういう話してますんで、業者と一緒に今後進めていきたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** これで最後になりますので、はい。ほな、それでまた要望させていただいて、1歩でも日野の業者が参加できるように努力していただきたいと思います。これで私は終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、6番、中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** 通告書に従いまして、分割で質問をさせていただきます。

まず、障害者差別解消法についてお伺いいたします。

今、第15回夏季パラリンピックのリオデジャネイロ大会が開幕し、毎日熱戦が繰り広げられています。開会式では、障がい者との共生を訴えるメッセージがちりばめられ、大会が幕を開けました。肉体と技術を鍛え上げ、ハンディを乗り越えて挑戦する姿は、私たちに感動と勇気や希望を与えてくれています。

障がい者スポーツは、障がい部位の機能回復や健康増進に加え、他者とのかかわりなどにより日常生活を豊かにすると言われてはいますが、実際にスポーツに励む障がい者は一部であるようです。原因の1つに、施設面の課題が挙げられています。障がいを理由に運動施設の利用を断られたり、条件をつけられることもあるといます。今後は、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりが望まれます。

障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法が本年4月から施行されました。お店に入ろうとしたら、車椅子を利用していることが理由で断られた、災害時の避難所で、聴覚障がいのある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった、スポーツクラブや習い事の教室で障がいのあることを理由に入会を断られたなど、障がいのない人たちとは違う扱いを受けて困ったとの声を受けて、障害者差別解消法ができたと思っています。

皆がこの法律を正しく理解し、障がいを理由とする差別の解消が推進されるよう、当町の取り組みをお伺いいたします。

1点目は、役所で働く人が適切に対応するため、不当な差別的な取り扱いや、合理的配慮の具体例を盛り込んだ対応要領をつくることに努めるとなっております、当町の状況をお伺いいたします。

2点目は、困ったことがあれば、身近に相談できる体制は整っているのか。また、相談に当たる職員体制はどうかをお伺いいたします。

3点目は、障がいのある人もない人も、ともに暮らせる社会づくりの中で、住民への周知、啓発はされているのかお伺いいたします。

4点目は、障がいのある人や高齢者が、緊急時や日常生活で困ったとき、サポートが必要なときに、ヘルプカードを提示して手助けをお願いする体制をされている自治体もあります。ヘルプカードは周囲の支援を促し、理解も進むものではないかと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 6番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 障害者差別解消法についてご質問をいただきました。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律は、国連における障害者の権利

に関する条約の締結に向けた国内法の整備の一環として制定されたものであります。障がいのある人もない人も、ともに地域で安心して暮らすことができる社会を国全体でつくることを目指しております。

この法律では、障がい者に対する差別の解消に向けて、1つには、障がいを理由として不当な差別的取り扱いを禁止し、もう1つには、障がい者に対して合理的な配慮を提供することが義務化されております。このため、国・地方公共団体、事業者、地域が一体となって、実効性のある取り組みを進めることが求められているところでございます。

町におきましては、4月に施行されたこの法律の趣旨に基づき、地方公共団体に努力義務とされている職員対応マニュアルを策定しており、今後は全職員に対し、研修等により周知していくことを検討しております。

次に、相談体制、職員体制についてでございますが、福祉課を基本として相談窓口を設置し、障がい者および家族等の関係者からの相談に的確に対応することとしております。

次に、住民の方に対する周知につきましては、昨年12月、広報ひのにおいて、障害者週間とあわせて、この法律に関する記事を掲載したところであり、今後も機会をとらまえて周知啓発に努めていきたいと考えております。なお、この中では、役場庁舎および町内の公共施設駐車場に、「思いやり区画」と呼ばれる優先駐車区画の路面標示についても紹介しております。

ヘルプカードにつきましては、東京都が2012年に考案された、難病などの内部疾患や妊娠初期の方などの、外見からは分からなくても援助が必要なことを知らせるカードおよびそのマークのことでございますが、今年度からは京都府も導入され、広がりを見せております。このような表示については、公共交通機関の優先座席等の表示のように、継続的かつ広域的に普及し、多くの方にご理解いただく必要があります。関西広域連合においても、関西での普及に向けてPRに取り組むこととされており、滋賀県および県内各市町の動向を見守ってまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** それでは、再質問をさせていただきます。

1点目についてでございますけれども、職員対応マニュアルを策定して、職員に研修して周知徹底を検討しているというご答弁でございましたが、現在ほどのくらいの職員の方が研修を受けて、しっかり理解されているという状況なのかをお伺いいたします。

3点目でございますけれども、広報ひのでございますけれども、この広報ひのの中で、合理的な配慮をすることは、人として、車椅子使用者や身体に障がいのある人が入りやすくなるように、建物の入り口の段差にスロープをつけること等も含ま

れます、というふうになっております。町の公共施設のスロープや点字ブロックなども含まれるかなというふうに思いますけれども、また、この書いております思いやり区域の整備状況をお聞きしたいと思っております。

また、同じく広報の中では、行政や地域事業所等が一体となって実効性のある取り組みを進めていくことが求められています、というふうに書かれております。地域、また事業所等の連携はどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 福祉課長。

**福祉課長（宇田達夫君）** ただいま再質問をいただきました。

まず、1点目に、マニュアルに対しての研修の状況ということですが、現在まだできておりません。これからということで、この秋に全職員を対象に随時研修をする、現在予定をしております。

続きまして、広報ひのの方に乗っておりました合理的な配慮ということで、思いやり区画のことでございますが、役場につきましては、ATMのところの入り口のところに1つ区画を設けております。それ以外には、各公民館に設けさせていただいているというところでございます。

また、今後、行政、地域事業所が一体となってということですが、このことについては、今後、福祉課が中心となりまして、各事業所の皆さんらにも声をかけながら、これがずっと日野町全域に、この思いが広がるよう努めていきたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** スロープですとか点字ブロックの状況は、公共施設はどうなっているのかということをお聞きしたいのと、近江日野商人館ですとか、ふるさと館なんかも車椅子の方がお見えかと思いますが、スロープをつくるのはちょっと大変厳しいかなというふうには思いますので、そういう場合はどのように対応されているのか、お聞きいたします。

**議長（杉浦和人君）** 福祉課長。

**福祉課長（宇田達夫君）** スロープ、点字ブロックでございますが、今すぐに、なかなかしっかりと答えられないんですけれども、各公民館につきましては、点字ブロック、スロープはついているというふうに思っております。あと、図書館なり、わたむきホールについても、その辺の整備はできていると思っております。

ただ、おっしゃるように、商人館なりふるさと館については、そのような対応はできていない状況でございます。そのことにつきましては、随時そういうお客様が来られたときに、職員の方で、できる限りの対応に努めることではないかと思っておりますので、そのようなことで進めさせていただきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（山本和宏君）** 中西議員の方から、ふるさと館、また商人館での障がい者等の車椅子等の対応についてご質問をいただきました。

商人館におきましては、以前からそういったお客様のお見えになったときには、職員が車椅子を抱えてあげて、そちらに職員が介添えして、また座っていただいて館内を案内するというような方法をとってございました。また、ふるさと館につきましても、そういった先例をお聞きしてありますので、今のところはそういった形で対応をさせていただくことにさせてもらっています。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** 施設等もしっかりと整備をしていただきまして、誰もが気軽に外出、またはスポーツに取り組めるような環境をつくっていただきたいなと思います。人にやさしいまちづくりを目指して取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、防災・減災対策についてお伺いいたします。

今年の8月は、1ヵ月に4つの台風が上陸し、台風10号による災害は、北海道、東北地方に甚大な被害をもたらしました。被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

昨年9月の集中豪雨による鬼怒川堤防決壊や、本年4月に発生した熊本地震など、甚大な被害となり、被災地では今なお仮住まいを余儀なくされている方がたくさんおられると聞きます。本当に災害は、いつどこで起こるか分かりません。災害時の危機感を強く感じています。

8月30日から9月5日までの防災の日、防災週間でした。日野町でも、4日に西大路小学校で総合防災訓練が行われました。消防団はじめ多くの関係団体や工業会、町民の皆さんも多数参加されての訓練でございました。AEDの使い方や段ボールでの間仕切りされた避難所のスペース体験、備蓄品展示など、災害時の対応が啓発されておりました。全ての住民の方に、このような機会に触れていただきたいと願うばかりです。

町としても危機意識を持って防災・減災対策をさらに進めていかなければならないのではないかとこのように考えます。今後の町の対策をお伺いいたします。

1点目は、町では毎年、地区ごとに年1回、総合防災訓練を実施をされていますが、全地区が参加するわけではないというふうに思います。防災訓練だけでなく、防災講演会なども行い、自助への啓発などの町の取り組みをお伺いいたします。

2点目は、自主防災組織についてお伺いいたします。5月に私の近隣で建物火災がありました。いち早く近隣の方々が駆けつけてくださり、消防団や消防団OBの方たちが素早く消火活動をしていただきました。炊き出しの応援など、地域力を強く感じる出来事でした。

災害時は、災害の発生規模が大きければ大きいほど、公的な救助活動はすぐに期待できないことも多いと言われています。災害発生時は、まず自分の安全は自分で守ることは基本ですが、地域で力をあわせて共助、応急活動をしなければならない場合もあると思います。地域の防災活動を担う自主防災組織は重要なものとなってまいります。そこで、地域で防災意識の確立など、自主防災活動や自主防災組織の町の現状と課題をお伺いいたします。

3点目は、近年、東日本大震災、広島土砂災害、熊本地震など、大規模災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まっていると聞きます。被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の救護を総合かつ効果的に実施するための基礎となる台帳ですが、被災者台帳の先進事例が被災者支援システムです。阪神大震災で壊滅的な打撃を受けた西宮市が開発したシステムで、現在は地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて、全国の地方公共団体に無償で公開、提供されています。

このシステムは、住民台帳のデータをベースに被災台帳を作成し、これをもとに罹災証明の発行、支援金や義援金の交付、仮設住宅の入退去など、被災者支援に必要な情報を一元化に管理するものです。被災者支援業務の効率化が図られると言われていています。災害発生時は、職員の皆さんには通常の行政事務以外に、救助活動や避難所の運営、罹災証明書の発行など、過酷な勤務が求められることとなります。情報システムの導入で負担軽減ができればいいというふうに考えます。また、罹災証明の発行や義援金交付などがスムーズに進めば、被災者にとっても何よりです。当町においても被災者支援システムを導入し、災害時に備えるべきだと考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 防災・減災対策についてご質問をいただきました。

まず、防災講演会など自助への啓発についてでございますが、災害時には、自らの安全は自ら守るという自助が、最も基本となるものでございます。現在まで町では、区や町内会、各種団体等への出前講座を実施し、スライドや資料、防災士による参加型体験学習により、自助と共助の重要性を基本に、あわせて公助としての対応等についてご理解をいただくよう努めているところでございます。自助の大切さが1人でも多くの住民の皆さんに伝わるよう、身近な機会や場所での広報・啓発が効果的であると考えております。今後も講演会などを含めて、効果的な広報手段について研究してまいりたいと考えます。

続きまして、地域で防災意識の確立など、自主防災活動や自主防災組織の現状と課題についてでございますが、災害時において、自助に次いで地域での助け合いである共助が重要な役割を果たすことが、これまでの災害でも明らかにされておしま

す。

日野町では、各地区や大字、区・町内会など、地域や自治会の規模、これまでのつながりの中で、自警団や福祉会をはじめ、自主的な防災組織を設立し活発に防災活動を行っているところや、現在、組織の設立準備をされているところがございます。

町では、出前講座などの機会を通じて、平常時には防災訓練や地域内の安全点検などで災害に備え、災害時には避難誘導や初期消火などで命を守り、被害の拡大を防ぐ、自主防災組織の役割と重要性を説明し、災害時に共助の機能が発揮できるよう、組織の立ち上げや強化に向けて広報活動に努めております。また、組織化や防災活動を支援するための補助制度も設けているところでございます。

さらに、減災と地域の防災力向上等を図るため、防災に対する意識と知識・技能を有した防災士の育成に取り組んでおり、出前講座などで、災害時における自助の大切さや、自主防災組織による共助の重要性の理解を深める活動等を行っていただいております。

今後の課題といたしましては、自主防災組織の活動や体制の整備について、町内のできるだけ多くの自治会等で整備や拡充が図られるよう、引き続き啓発に努める必要があると考えております。また、既に活動しておられる自主防災組織については、体制の維持と活動の継続が課題であると考えておまして、町の各種補助金の広報と活用も含めて、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、大規模な災害が発生した際に、住民の皆さんの被災状況、避難収容施設の状況等を把握、管理するためのシステム導入についてでございます。

暴風、大雨による災害、大雪による災害、また、地震による災害など、さまざまな要因の災害が想定されますが、このような状況における住民の皆さんの被災情報等を一元的に管理する情報システムにつきましては、現在のところ整備ができておりません。

こうしたことから、地方公共団体情報システム機構が導入支援を行う被災者支援システムについて検証し、災害時においても把握すべき情報を適切に管理運用できる状態にすることは大切な課題であります。今後、被災者台帳をはじめ、避難者情報、救援物資情報、仮設住宅情報など、災害時に必要な情報についての一元的な管理運用可能なシステムの整備に向けて取り組みたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** それでは、再質問をさせていただきます。

1点目にお伺いいたしましたのは、総合防災訓練というのは7ヵ所の地区を回っているということで、1地区にしますと7年に1回、我が地区が回ってくるという状況でございまして、そのほかの地区に対しては、この意識というか啓発がないの

ではないかなというふうに考えるところでございます。毎年ではなくても、日野町全体として防災訓練を行うということが、決まっている地域はそこで訓練とかしていただいたらいいと思うんですが、まず、災害が起こったとして、各地区で、個人でも結構ですし自主防災組織の方が歩いて、その公民館に到着するのに何分ぐらいかかるのかとか、また、職員の方の連絡がスムーズにそこに届くのか、また、地区の役員さんに連絡が届くのかということも掌握できるのではないかなというふうにも考えますので、そういう、町全体とした総合防災訓練のようなものが取り組みないかなというふうに思うわけでございます。それができないようでしたら、そういう啓発として防災講演などを行ってはどうかということで、質問をさせていただいたところでございます。そのことについて、ちょっとお考えをお伺いしたいと思います。

それと、出前講座とか、すごく活発にやっていたというふうには思いますが、年に何回ぐらい出前講座の要請があるのかということと、また、防災士も大変補助をいただいて、最近増えてきているというふうに思っておりますが、現在何名いらっしゃるのか、掌握していらっしゃる数をお聞きしたいと思います。

また、自主防災組織でございますけれども、この前出席した講演会で、自主防災組織の組織率が全国は80パーセントという数字を示されたんですが、日野町においては何パーセントぐらいの自主防災組織率なのか、分かりましたらお教えいただきたいと思います。

次に、3点目でございますけれども、本年の6月議会に、高橋議員の質問に対して町長のご答弁がございました。2人の職員が8泊9日で熊本へ支援に寄せていただきまして、罹災証明の発行のあり方、大変待っておられるのになかなか発行できない、そういうことを通じて、被災された方が、仮設住宅への入居も含めて判断ができないというような苦勞もされているということも報告を聞いております。こういう、具体的に職員2人が生で感じた被災地での体験を、改めて町の中でも生かしていく必要があるだろうというふうに思っておりますというご答弁がございました。

今回のご答弁も大変前向きな、取り組んでいきたいというご答弁だったと思うんですけれども、被災した被災地は大変な混乱が起こっております。その中で、職員の方は、スムーズな業務の処理ができると言われておりますこの支援システムを、早急に取り入れるべきだというふうに私は考えているわけでございますけれども、今後、いつぐらいに導入したいというふうにお考えか、分かりましたら教えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（高橋正一君）** 中西議員から再質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず1つ目の、現在行っております日野町の総合防災訓練が、各地区毎年1ヵ所ずつで、7年に1度しか、その地区としては回ってこないの、その啓発の、それで十分かというお尋ねでございました。

現在、回っております総合防災訓練は、今年で13回目と申しますか、各地区1年に1ヵ所ずつが始まりまして、今2周目の、もうあと最後の2つ目のところということで、今年、西大路をさせてもらいまして、来年の、順番でいきますと日野地区が順番になりまして、そこで2周目を回ると。そういうことになります。

そこで、事務局の方としまして、また防災士さんの話の中でも、この3周目に回るときには同じような形でいいのか、もう少し違う研修、講習内容、訓練内容、するようなことはないのか、そういうことについて検討していかなあかなと、そういうお話もございまして。町としても、防災訓練のあり方について研究をしていかなあかなというふうには思っております。

2周回る来年までは、そのような形でさせていただくのかなと思っておりますけれども、ただ、毎年新たな災害が起こって、新たな課題が生まれておりますので、防災訓練の内容についても毎年地域の皆さんとご相談を申し上げて、こういう訓練を追加した方がいいのではないかと、そういうご意見もお聞きしながらやってまいりたいというふうに思っております。

それから、各地区1ヵ所ということの方法であれば、ほかの地区でもそのときに合わせるなりで、違う方法の訓練もあるのではないかと、そういうことと申します。それにつきましては、各地域ごとでやっていただくということも含めて、研究していきたいというふうに思います。

それから、防災士さんのことと申しますが、現在、町の方でお願いをしておりますというか、町の方が主体としてお願いをしております防災士さんとして活躍をいただいておりますのは、9名と申します。

それから、町の方が補助金を出しております、各地域の方で防災士さんになっていただくときに補助をするという制度をしておりますけれども、それで、現在のところ8名が活躍をいただいているということと申します。そしてまた、町の方を中心に活動いただくためになっていただいております防災士さんにつきましては、今年度5名程度、新たに講習を受けていただきたいということで、今、人選をしていただいているというような状況と申します。

補助金によりまして自治会での防災士さんの件につきましては、今年度1名がこの補助金を得て、防災士の試験を受けていただいているという状況と申します。

それから、自主防災組織の組織率ということと申します。これにつきましては、どういう団体を自主防災組織というのかということ、大変難しいところだと思います。日野町でも、従前から各集落自治会ごとに、自警団ですとか自主防災組織、

そういうものの組織は多くのところで、あるところがあると思うんですが、その自警団の中でも、いわゆる消火だけを目的にする、そういう組織ですとか、自主防災組織といいますのは、やはり概念としては、消防だけじゃなくて防災とか、そういうところも含めた概念になるのかなということも思います。

そこで町の方では、そういうこともございまして、正確な組織率というのが今のところ把握できておりませんが、消防なり防災なり全て含めた自主防災組織の規約を持っておられるというところにつきましては、現在のところ9組織というふうに把握をしております。これはもとございました自警団を拡大されたところとか、地域によりましては範囲をもう少し広げて、いくつかの自治会が結集して防災組織をつくられたところとか、そういうこともいろいろと形はございますけども、規約があるかないかということではございますと、9組織というのを把握はしているということではございます。しかし、それ以外にも実際、名前は自警団ということかも知れませんが、自主防災組織ニアリーな活動をされているところはあるんじゃないかなと思っています。

それから、熊本地震に日野町の方から支援をしに2人の職員の派遣をさせていただきました。これをどう生かすのかということではございます。先ほど議員さんの方からご提案をいただきました被災者支援システムについてでございますけれども、おっしゃられましたように全国の地方公共団体情報システム機構、ここが無償で配布をしております。町の方でもこのシステムを仮に、一度町のパソコンの方に取り込んで、どう動くのか、どういうメンテナンスが必要なのか、そういうことについて、今、一応の検証はさせていただいております。

ただ、災害に備えて常時メンテナンスをしていく、それから、住民情報を、基本台帳をいかにそのシステムに入れるかということで、常につないでおくという方法は、なかなかこれは現実的でなくて、そのためのメンテナンスが大変ですので、今思っておりますのは、月に1回程度、情報を今の支援システムの中に物理的に落とし込むというか、そういう作業は必要かなと。それで更新していくということかなと思っております。ただ、そういうメンテナンスの作業等がございますので、その辺が上手に継続していけるかと、そういうことも研究しながら、方向としては、この被災者支援システムを導入する方向で今検討をしておりますし、導入していくことが望ましいと思っております。

出前講座の回数をいただきました。今年度になりまして、特に出前講座、防災の関係の出前講座の要望を受けることが大変多くなりました。今年度でいいますと、4月から現在までで17回の実施をさせていただいております。今もまたお申し込みをいただいているところがございますので、今年度だけで20回以上の開催になるのかなと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** もう質問ではございませんが、日野地区の行政懇談会でも、大変、防災について、特に避難所ですとか、そういうことについての不安なことというのが上がっておりますので、まだまだ防災についての安心というのは、住民の方には与えられていないなというふうにも思いますので、しっかりとお取り組みをいただきたいと思います。

また、防災士なんですけれども、大変増えてきて、地区のリーダーとして活躍いただけるものというふうに思いますけれども、私も講習に行かせていただいたんですが、大学生の方が数名見えておられました。そういうことで、教育的に勉強されているのかなというふうに思いましたので、日野町も若い方がそのように研究されるのもいいのかなと思いましたので、そういうこともまた含めていただければと思います。

本当に、町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを、どうぞよろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、11番、東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、TPPでありますけれども、これも私、何回かさせてもらってる中で、この環太平洋パートナーシップ協定（TPP）、TPPは断固反対、うそつかない、ぶれない、など、また、重要5品目等の聖域等の国会決議は必ず守るとしていたが、安倍総理は息を吐くようにうそを言って、国民をだまし続けております。つい最近においても、私自身は一度もそんなことは言っていないという報道がされています。先の通常国会におきましても、当時の甘利担当大臣があっせん利得罪の疑いや睡眠障がい等で国会を欠席し、また、署名に行かれました鶴岡主席交渉官も英国大使に任命、また、西川公也特別委員長も黒塗りの資料の提出をしながら、交渉経緯の暴露本を出すことが判明し、国会は紛糾しました。審議が途絶えたところであります。国民には何も知らさず、こうしたことが国民をばかにした話はないのであります。

TPP協定では、やはり日本の農業は壊滅的な打撃を受けるとされています。森山前農相も、重要5品目も無傷なものは1つもないと答弁をしています。例えば米においても、米国からカリフォルニア米が60キロ4,000円で輸入されます。また、ベトナムでも既にコシヒカリが栽培され、60キロ当たり1,000円から2,000円で輸入されると言われております。このベトナムは日本の賃金の36分の1ということで、そういうことも踏まえて、60キロ1,000円から2,000円で輸入されるということが言われております。

また、食の安全が脅かされます。遺伝子組み換えの食品の輸入を止めることができなくなりました。防かび剤やポストハーベスト、農薬について、日米間の附属書

で日本政府は承認したとなっっています。食品の産地表示もできなくなるのでは。例えば、新潟県産のコシヒカリとか、牛肉の国産とかの表示もできなくなる。また、有機農産物とかの表示も難しくなりそうであります。

医薬品につきましても、TPP協定で薬価が2倍から3倍になると言われ、お金持ちでないと医療は受けられないとも言われています。C型肝炎の治療薬の新薬「ハーボニー配合錠」は、1錠が8万円。新薬の特許期間等も延長され、ジェネリック医薬品もつくりにくくなっているとも言われております。

また、国有事業や公共調達においても、これまで国、自治体から受けていたサービスが民営化され、例えば、上下水道料などが物すごく高くなるとも言われています。日本は12カ国の中で、最も後半に公共事業を開放した。これまでより小さい金額の公共事業も、英文で入札にかけなければならなくなりました、ということが言われております。

このようにTPPは何のメリットもなく、経済も成長するどころか3.6兆円のマイナスになると言われ、雇用も失われるとされています。

安倍総理は、2016年1月、TPPでGDPを14兆円押し上げ、80万人の雇用を生み出すと述べています。3年前の2013年3月には、GDPが10年間で3兆2,000億円押し上がるとしていましたが、何の根拠もないと、大学教員の会の試算では農林水産業と関連産業をあわせて10兆5,400億円も減少し、190万人の職が失われ、国内生産も約4兆8,000億円も落ち込むとされています。

この2013年3月の政府の試算の根拠は、1ドル108円で試算し、10年間変わらないとしての試算であったと内務官が説明しております。当時は、2012年以前では円高で、1ドル70円台を推移していたとされているところでもあります。また、今年の、今言いました1月の、GDP14兆円の押し上げとしたのは、1ドル140円で10年間続くとして試算したものであったと、ここでも表明されております。以前の質問においても、滋賀県の影響額の試算でも40億円としていたが、その後の滋賀JAの試算では、減少額が80億円から90億円にも達するとしております。上記にも示したとおり、農業経済学の専門家でも、TPPで経済成長は3.6兆円のマイナスになるとされている。雇用においても、77万人の失業者を生み出すとも指摘しています。

今、米国の大統領選の候補者、共和党のドナルド・トランプ氏も民主党のヒラリー・クリントン氏も、TPPには反対しております。また、カナダ政府も署名と批准は同じでないとし、TPPの批准をするかどうかは分からないとしております。オーストラリアもニュージーランドも、65パーセントの国民が反対しているとも言われております。マレーシアにおいても、批准はされるものの激しい反対行動が続いているとされているところです。チリとペルーも批准は容易ではないとされています。ブルネイはもともとP4の国であり、シンガポールは金融の国であり、ベト

ナムは人件費が安いので外資の受け入れが必要と考えているそうです。

このことから、参加国は日本、ベトナム、シンガポール、ブルネイということになり、8カ国の国民の多数が反対しているということが言われております。こういった状況のもとで、TPPに対しての町長のご所見をお伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 11番、東 正幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** TPPについてどう考えるのかと、こういうことでございますが、TPPにつきましては、関税撤廃のみならず、これまで国民生活を守ってきた食の安全や環境、医療や健康などへの法規制が、TPPのルールによって撤廃や改変が求められることになり、私たちの暮らしに大きな影響を与えることを危惧しております。特に農業に関しては、8割以上の農林水産品の関税が撤廃され、しかも国会決議で聖域とされた米などの重要5品目は、3割の関税が撤廃され、残りも段階的削減や国別枠が設けられるなど、稲作を中心とする日野町の農業の将来に大きな不安を感じております。さらには、このことに起因して地域農業が衰退し、集落活動の低下を招くことも懸念をしております。

本来ならば、TPPの是非については、交渉経過や地域経済と国民生活への影響などを広く国民に明らかにし、十分な議論がされるべきものと考えますが、先の通常国会では、十分な情報公開さえされずに審議が頓挫しており、私たちの願いと乖離した動きになっていることを残念に思っております。

政府は、この秋の臨時国会でTPPの承認を目指す様子でございますが、先ほどご指摘ありましたように、アメリカの次期大統領候補も反対を表明するなど、TPPをめぐる状況が大きく変化をしている中で、承認を押しつけるのではなく、TPPの現在の状況を十分明らかにし、議論をされることが大切であると、このように思っております。国においては、交渉経過等の説明責任を果たすべきであり、こうしたことのないままでは問題にならないと、このように思います。国会でこの点も含めて十分な審議がされなければならない、そうしたことがないままの承認はあってはならない、このように考えておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 今までと違いまして、ちょっと一步踏み込んだ答弁、ご回答ではなかったかなというふうに思っております。今答弁がありましたように、本当に国民に全然知らされていないということが、非常に私らも憤りを感じるころでもありまして、そのために私ら町民のTPP町民会議では、いろんな、年1回ぐらいは講演会をしてきたわけでございますけども、なかなかその周知をするということが非常に困難なところもあります。それでも開催しまして、何人かの出席を得て、まあまあ出席いただいた方には、ご理解も段々と深まっているんじゃないかなという思いはあるんですけども、今回も9月24日に、林業センターで食品についての講演会

を予定しておるところでございます。

このように、私たち日野町の町民会議におきましては、そういう何回か講演会をしておりますけれども、上部団体の件におきましては、何かそういう動きをしてほしいなという思いではおりますけれども、もし町長、何かありましたら、そこら辺のことも再度述べてもらいたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** ご指摘のとおり、TPPにつきましては、何か農業をターゲットにということではありますが、根本のところでは、農業生産だけではなくて食の安全・安心、そして何よりも協同組合などの助け合って地域をつくっていく、社会をつくっていくということから、全てを市場原理に置きかえていく、こういうようなことがTPPの本質でありまして、これを交渉経過も明らかにしないまま、強引に進めるということはあってはならないことだと、このように私は強く思っております。

そうした中で、TPP県民会議をつくるに当たって、その一端に加わった者として、ぜひこうした時期でありますことから、何とか年内にもこうした状況を広く知ってもらえるような集会等を、事務局団体等の中で議論をしながら取り組めるように、私としても努力をしてまいりたい、このように考えております。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** ぜひとも早い機会にそういうことを設けていただきますよう、よろしくお願いいたします。

やはりこのTPPは、今言われましたとおり、農業はもちろん影響ありますけれども、本来の日常生活、人間の生きていくことに関して、非常にこれ、大きな問題ではないかなと私は考えております。本当にもっともっと皆さんの方が知っていただくということが、一番の大事なところではないかなというふうに思います。ぜひそういう機会を設けていただいて、皆が参加できることを願っているところでございます。ありがとうございます。

それでは、次に、日野川流域の水利費についてでありますけれども、日野川流域の水利費について、3年ほど前の電気代の値上げに伴いまして、高圧電力の単価が1キロワット当たり8円50銭から11円25銭に、価格変動に応じての燃料調整費額等をあわせると12円15銭となり、平成25年の8月当時、日野川流域では6,800万円の不足となったところであります。

施設からの送水稼働当初の賦課単価は、10アール当たり4,200円が2年、4,000円が2年、これは試験的なことだとは思いますが、その後3,900円が12年ほど続き、平成26年の賦課金は電気代の値上げ等に伴いまして4,600円、また、この27年度の3月決まったわけですが、28年から10アール当たり5,300円となっているとこ

ろでございます。

本年度着工した県営事業は、国、県、市町が85パーセントの支援、残りの15パーセントを組合員が負担ということで、10アール当たり700円であります。そういうことから、これら農家の賦課金の積算の根拠をお願いするところでもございます。

今言いましたこの事業が、アセットマネジメント事業ということだとは思いますが、その事業がどういうものかということをお伺いいたします。この関電の電気代の値上げに関しましては、国やら、また、いろいろ関西電力やら、いろいろ走り回っていただきましたけれども、こうやって5,300円という値上げになりました。米代は下がるし、こういう経費は上がってくるということで、非常に困ったことだなと思っておりますけれども、それについてご回答をお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 日野川流域土地改良区の水利費に係る積算根拠等でございますが、これにつきましては、日野川流域土地改良区の運営に要する人件費、維持管理費、および事業実施費の合計額から、補助金や委託料等の合計額を減じた額について受益面積で割り戻し、10アール当たりの単価を出しているところでございます。もちろんこれは単年度ということではなくて、相当年度、当面を見越しての計算をいたしております。

これまでの電力料金、これまでは、先ほどご指摘ありましたが、平成26年に3,900円から4,600円に700円のアップいたしました。これは主に、電力料金が平成25年度に大幅に値上がりしたということが原因ということで、ほぼそれに見合うものがございますが、これについても当然、国や県や町の補助金を得て、本来ですともっと上がることを抑制しているものでございます。あわせて今回、平成28年度にさらに700円アップということで、これにつきましては県営のアセットマネジメント事業の着工により、これの工事負担金に係るものを相当として、当面を見越してこの額に改定をさせていただいたものでございます。

また、アセットマネジメント事業についてでございますが、日野川流域土地改良区管内におきましては、国営および県営日野川土地改良事業で整備された施設を資産としてとらえ、その施設の機能診断調査をした上で機能保全計画を策定し、長寿命化の対策工事を実施するもので、平成25年度からは、国営施設機能保全事業として10年間で総事業費36億6,000万円を見込み、また、平成27年度からは、県営農業水利施設保全合理化事業として10年間で総事業費19億7,000万円を見込み、これに取り組んでおるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 5,300円ということでございますけれども、仕方ない部分やあるわけですが、この水利費ですけれども、圃場整備されて田んぼが1枚大体

3,000平米といいですか、それになったわけですが、僕らの西大路地区におきまして、3,000といいながらも正味はやっぱり2,700ぐらいなんですけども、そうした中で、この水利費の計算は全部、畦畔含めての水利費が請求されるわけです。これもどういように決められたのか分かりませんが、最初から何も問題なかったんか。私らが思いますと、やはりこういうホタのたくさんのあるところは、もうずっと、10年、20年とそのまま払っていかんなんですので、そこら辺のところ非常に差が出てくるんじゃないかなという思い、せこい話ですけども思いでございます。

何回かそういうことは問題になったのではないのかなという思いですけども、今後もこれ、ずっと10年、20年と、そういう形で続けていかれるのか。やはり、これはどこかの段階で何割かは減らしていこうとか、そういうような思いはないのか、そういう経緯のところも含めて、何かよい回答がありましたらよろしく願います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 東議員より再質問をいただきました。

水利費の関係で、下流と上流、日野町のような上流では、面的は整備されても畦畔率が違うじゃないかということでの負担感ということだと思います。

この日野川流域土地改良区、昭和49年に土地改良区ができて、その当時、事業を始めるに当たりまして、今、東議員が申されました畦畔率が違うということは、議論がされていたようでございます。その当時は竜王町、蒲生町、日野町、そういった3町と、近江八幡市ということで、近江八幡市は管網系といたしまして、直接田んぼに管が出ている方ですので、ちょっと違うということで別工事費の算定でされてまして、上3町は一体の工事として面積割りをするというようなことを、協議をいただいているというようなことでございます。

その当時、そういった話もあったようではございますが、下流の竜王町さんや蒲生町さんから見れば、工事費は全体をプールするということでした承していただいておりますので、上の日野町としては畦畔も含み、水張りではなく台帳面積でというような話で決着がついてあるようなことではございました。いろんな、今、アセットとかが始まっていますけども、後々計画変更が何回かございましたときも、同じように、そこは確認はされていたようでございます。

今、水利費の関係の見直しにつきましては、特別審議委員会というのを別に設けて、その水利費の算定に当たっての委員さんを特別に設けていただいて議論いただいて、その後、理事会で承認いただいているというような経過でございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 水利費の特別委員会ということでありますけれども、何かそういう項目出るように仕向けてもらうことはできないのか、ちょっとお伺いしたいな

と思いますねんけども、やはりこれ、ずっとそのままですというのは、いかななものかと思うわけでございますけども、そこらについては、一遍そういうようなことを、その特別委員会にかけていただけないでしょうかね。そこら辺はどのように思われてますか。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 再々質問いただきました。

今の議論につきましては、一応、町長が理事長でございますけれども、流域の方の事務局もございますので、そういった話が今議会でも出ているというようなお話はさせていただきたいというふうに思いますし、それがそのままストレートに特別審議会でかけられるというふうには、ちょっとどうなるかは分かりませんが、そういったお話も、こういった農業情勢の中で出てきているというお話をさせていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 何らかの形で、その話を出していただきたいな、このように思っております。

それでは、次に、中山間地域直接支払制度についてでありますけども、この中山間直接支払については、何回か私も質問させてもらっております。中山間という言葉自体は、そう古いものではありませんけれども、1980年ごろから21世紀に向けての農政の基本方向として、2000年ごろから中山間地域直接支払制度というのが始められたと聞いております。

農業生産条件の不利な地域における農業生産活動を継続するために、国および地方自治体における支援を行うものであります。この制度は5年を1期として、現在は4期目の対策として、平成27年から31年までがその期間であります。小規模高齢化集落、集落連携などの加算措置もあり、本年28年度版においても、今までは返還制度があったんですけども、柔軟に対応される部分や、あるいは超急傾斜農地保全管理加算の活動の説明もされています。このことについて、制度の導入などを含めて、ご見解をお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 中山間地域直接支払制度についてでございますが、ご指摘のように、平成12年度から16年度までの5年間で第1期対策として始まり、本年度が4期対策の2年目に当たります。この対策期間中において、集落で農地や施設を維持保全する、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策が平成19年度から始まりました。日野町では、集落の一部急傾斜地である特定の区域だけが対象となる中山間地域直接支払制度は、集落全域の農地を対象としている、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策と不公平感を生じることと、財政的な負担を考慮して、これまで取り組ん

できておりません。

日野町は平地農業と違い、条件不利農地があり、それぞれ個々の農家の皆様のご努力をいただいていると思っております。中山間の交付金についての活動は、耕作放棄地の発生防止などの維持継続活動や、中山間の魅力を生かし、機械・農作業の共同化や、担い手への農地の集積や、生産条件の改良などに取り組むもので、「まるごと」の交付金と別経理をすることが必要となり、また、この部分では新たな負担ともなるわけでございます。

町といたしましては、こうしたことから、これまでから取り組んでこなかったというところございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 平地もあって、そういうような山間もあるのでということやら、前回は、やはりこれは相当高くつくということでもありますし、また、「まるごと」とも別経理にせんなんということもございませけれども、もしこれを対象とされるのは、どれだけぐらいの土地があるのか。隣の東近江とか甲賀は、もう前からやっておられますし、そこも隣は平地であっても、次の田はそれの対象になったりということもありますので、そういうことを思いますと、そういうようなのには当たらないし、「まるごと」の計算もなかなか大変ですけども、そういう農家に負担がかかってくるということでもありますけれども、それは何でするので、対象となる面積はどれぐらいなのかお伺いしたいなと思っておりますし、先ほどの齋藤議員の、移住とかそういうなんの質疑の中で、菜園を希望されるというような回答もありまして、そうなりますと、こういうところの方が、そういう移住してもらえるとというような思いも私にはあるんですけども、それも含めて、もしできればなと思ってるんですけども、よろしくをお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（藤澤 隆君）** 東議員より、中山間についての再質問いただきました。

日野町で急傾斜地もあるということで、大体日野町で取り組むのはどれぐらいあるかというようなお話かと思っております。

粗っぽく、実は算定を以前にはしていたわけですけども、そこでは50ヘクタールぐらいになるというような算定を出しております。ちょっと粗っぽい計算でございますけれども、全集落が対象となるのは熊野さんとか平子さんでございまして、あとは集落の中の一部というような土地でございます。

それは、田んぼだけではなくて、畑も含めて対象となってくるということでございますので、ただ耕作をしてもらって、そういった営農活動をしていくというのが基本的な目標でございますので、維持管理だけですと交付金は減額されてきますので、そこはちょっとご理解いただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** もう少し多いのかなと、100ヘクタールぐらいあるかなという思いでありましたけども、50ヘクタールということでございます。

日本では、ほかにいろいろ取り組んでおられるところもあるんですけども、あわせて、ため池とか、そういうようなところも一緒に、それに取り組んで維持、管理されているということ、そういうのも含めると、やはり、こういう制度も重要ではないのかなという思いでございますので、またもし、なかなか経費が大変です。何ですけども、こういうことも言うとしたなということをお出ししていただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩します。再開は3時20分から再開いたします。

—休憩 14時57分—

—再開 15時20分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、一般質問を行います。

まず最初に、正しい情報による報道についてということについて、質問させていただきます。

2万2,000人の、この日野町内に、定期的に発行されますローカル新聞が2社あることは、既に皆さんご承知だと思います。このローカル新聞は、住民にとっては親しまれ、貴重な情報源としてよく愛読されており、歴史あるものでもあるわけであります。

しかし、残念なことには、あるローカル新聞において、事実と異なる記事の内容が記載されていたこととあります。それは、「利用者が大幅に減少している日野町立図書館」と題した7月25日付の新聞、また、「進まない日野町の道路交通網に整備」と題した8月5日付の新聞記事であります。

私は、言論・表現・報道の自由は保障されなければならないということは言うまでもありませんが、後でも述べますように、記事の内容に事実とは異なることが多く書かれており、町民や関係者に誤解を与えることにもなり、残念ながら新聞の使命である正しい報道とは言い難いものと言わなければなりません。

日野町立図書館の記事についてであります。その1つの問題には、利用者が大幅に減少しているという内容であります。確かに、平成15年度の貸し出し冊数は26万7,118冊、利用者は6万7,811人、平成26年度は、貸し出し冊数は18万4,469冊、利用者は3万8,936人というように、大幅に数字上減少してきております。しかし、減

少する原因があったわけであります。それは、20年前の開館当時、現在のように各自治体に図書館が建設されておらず、そのため、日野町民以外誰でも利用できるシステムがあったわけであります。しかし、今から8年前の平成20年より、各自治体での図書館建設、設置が進むことで、日野住民のみの利用に限定したわけであります。当然のごとく、貸し出し冊数や利用者は必然のように減少する要因があったわけであります。

2つの問題には、マンネリ化した蔵書という内容であります。その例として、水口の図書館、八日市の図書館、能登川の図書館は、はるかに蔵書が多いという記事であります。平成26年度末、蔵書は日野で17万8,979冊であり、水口は14万2,227冊であります。八日市は長い歴史もあって29万4,138冊、能登川は20万6,739冊となっております。これらから言えることは、多少の開きがあるものの、水口や八日市、能登川の図書館は日野町に比べはるかに蔵書が多いという決めつけ方は、納得いくものではないことは明らかなことではないでしょうか。記事として載せるならば、事実に基づいた要因や、高浪日野町立図書館長のコメントも載せるべきであったのではないのでしょうか。今、日野町図書館では、図書館のサービスの充実・向上のために努力されており、私はその実現を期待するものであります。

続きまして、「進まない日野町の道路交通網に整備」の記事についてであります。日野町の道路交通網の整備は、この十数年間ほとんど進んでいないと断定して、その典型的な例として、主要地方道土山蒲生近江八幡線、いわゆる日野土山線の道路改良問題が取り上げられたことであります。

その問題の1つには、県の道路整備アクションプログラムには取り上げられることはなく、事業化検討路線となったという内容であります。事実を申し上げますと、県の道路整備アクションプログラムには組み込まれているものの、事業化検討路線という位置づけとなっており、早期着工が望めないというものであります。なぜ事業化検討路線の位置づけとなっているかといえ、県において、この路線のルート検討が行われた際、バイパス路線として60億円という多額の事業費がかかることで、一時膠着状態が続いていたわけであります。

この間、日野と甲賀で組織しております期成同盟会は、再三、県へ要望を繰り返す中で、県は昨年度より、現道拡幅を考慮したルート選定の見直しを行うことで、事業費の縮減を図ることが可能と判断され、概略設計業務に取りかかってもらうことになったわけであります。今年度、平成28年度で全ての概略設計が完了する運びとなったわけでもあります。期成同盟会では、この8月3日、副知事や土木交通部長らに要望を行いました。その中で、土木交通部長は、概略設計の完了によって、来年度検討する次期道路整備アクションプログラムのベースになると述べられ、事業着手路線への位置づけに期待できる回答であったわけであります。

私も、この期成同盟会の役員の1人として、20年間かかわらせていただくことができ、ようやくして光が見えるまでに進展するまでになってきているといっても過言ではないと思うものであります。また、同時に、町としても今日まで粘り強く積極的にかかわっていただいたことも、その背景にあったわけであります。こういった進展状況が何ひとつ述べられていない記事は、まことに残念でなりません。

2つには、この道路改良の整備は、日野町全体から見て大きなメリットがないと述べられていることであります。この道路は、日野町にとってメリットがないどころか、期待が大きなものと言えるものであります。この道路改良は、甲賀市土山町頓宮、日野町鎌掛地区とともに20年にわたり熱望している道路であって、新名神高速道路の甲賀土山インターチェンジが供用開始され、蒲生スマートインターチェンジが開通したことで、新名神と名神を結ぶアクセス道路として早期の整備が急がれるところであります。当区間が改良されることによって、平成の御代参街道として地域経済が発展、さらには大規模災害時の物資の販路として大きく期待できるものとともに、住民生活に密着した生活道路の利便性の向上につながるものとして期待されるものであります。まさに地元鎌掛地区にとっても、日野町にとっても、大きなメリットがあるものと言えるのではないのでしょうか。

この記事に対して、期成同盟会は8月22日付で会長名で、訂正も含め今後は取材を通じた正確な報道をと題して、ローカル新聞社に強く要請したのもそのためでもあったわけであります。

そこで伺いたいと思います。町は一連の記事に対してどのように認識されているのか。また、町として、正確な情報を広報等で必要に応じて的確に載せることが必要なのではないのでしょうか。改めて伺うものであります。

**議長（杉浦和人君）** 13番、對中芳喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 正しい情報による報道についてということで、ご質問をいただきました。

まず、図書館の利用者の減少についてでございますが、経過といたしましては、今、對中議員が述べられたとおりでございます。ただ、利用者数が減少しているという現状はあるわけでございますので、引き続きといたしましょうか、これからも、しっかりと町民の皆さんに活用いただける図書館運営に努めていく、そのための工夫もしていかなければならないものと、このように思っております。

道路の問題でございますが、ご指摘のように、主要地方道土山蒲生近江八幡線につきましては、新名神と名神を結ぶアクセス道路として町の発展に寄与する重要な道路であり、地元期成同盟会を中心に熱心な取り組みをしていただいていることは、大変ありがたい限りであるというふうに思っております。期成同盟会とともに町も手を携えて、しっかりと早期実現に向けて取り組みを進めていきたい、このよう

に思っておりますし、そういうことで、そういう熱心な取り組みをしていただいたことから、昨年度から道路の概略設計にも着手を県にさせていただいたところでございます。

そのほか、西明寺安部居線についても事業を進めていただいておりますし、内池バイパスについても事業を進めていただいているということで、こうした日野町が掲げる3つの主要な幹線の県道について、県としても取り組みを進めていただいているということで、さらに一層これの早期着工に向けて、努力をしてまいりたいというふうに思っております。

また、これまでから地元の皆さんのご協力によりまして、蓮花寺バイパスですとか、必佐バイパスですとか、こうしたところについても、県の事業により竣工いただいていることは大変ありがたい限りでございますし、日野町におきます幹線道路の1つでございます西大路鎌掛線についても、着工をし、事業に取り組んでおるといってでございます。それぞれの事業を、地元の皆さんの協力と熱意によって、一步一步進めていくということが大変大事であるというふうに、私としても思っております。

そういう意味では、こうした事情をしっかりと町民の皆さんに伝えていくということは、町としても大事なことであり、このように認識いたしております。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** 全体的な答えとして、取材を通じて正確な事実というのか、的確に報道というのか、そういうところを強調もされているし、ぜひそういう、ある意味では誤解を与えないためにも、町は町としての、広報を通じた中での報道も大いに載せていただきたいと、このように思うわけです。

特に、この主要地方道土山蒲生近江八幡線でありますけれども、当時はびわこ空港の計画が上がった中で、高規格道路、ハイウエー道路、名神名阪連絡道路というのが脚光を浴びたわけです。そうしたときに、私たち、私自身も、こんな道はどうかと地元も考えておりまして、そういう中で、びわこ空港そのものが中断されるというのか、白紙の状況になって進展が進まない中で、この主要地方道をどうするかということで、やはりそれならば、現道の拡幅も含めた生活密着道路でやっていくべきではないかということで、私も20年前に、その期成同盟会として、会員として動いているわけでありまして。2年前も知事に出会ったときに、私は共産党であるけれども、実は超党派でこの問題は取り組んでいる道路なんだという話をして、ああそうですかと言うて、それだけの言葉だけで終わりましたけれども、そういう取り組みをやってきたわけです。

そういう意味で今回が、ある意味では20年かかりましたけれども、それなりの1つ扉開いたというのか、そういう状況になった中で、こういう何も進んでいない、日

野町はどうなっているんだということをやられたら、関係者がやっぱりがっかりするわけですね。いうこともあって、この期成同盟会の会長名で、訂正も含めて真実の報道をしてもらいたいと要望書は上げた、要請書は上げたわけです。残念ながら、それ以降、その訂正文も何も載っておりませんけれども、そういう住民とのずれが報道によってできてはなりませんし、ぜひそういった意味で、私たちもそこらきちっと見ていかなければならないと思いますので、町行政にもぜひ正確なことを報道も、また、広報に載せるのなんかも大いに努力していただきたいと思います。

そこで1つだけ、図書館の関係についてでありますけれども、図書館についても、これで全て大丈夫なんだと、そういうわけではないと思います。確かに利用者数そのものがという部分もあるわけでありまして、やはり図書館サービスをどうやって広げていくのか。今よく言われる、町立の図書館であれば土曜日、日曜日の週休2日制で、民間であれば6日もやってもらうんだ、公立はいいな、楽やなという、こういうように言われるのはあきませんね。いうこともあって、職員の人数の加減もありますけれども、異動することによって、図書館を開く日を1日増やしてでもローテーションを組むとか、そういうようなサービスなんかも今後やっぱりしていく必要あるのかなと私は思います。

そういう意味で、今現在図書館の中では、そういったことも含めたいろいろ考え方をされてるという話も若干聞いておりましたけれども、ぜひそういったことが現場から上がってきたら、行政当局としても、人事面にかかわる問題が多いわけでありまして、前向きな姿勢で取り組んでいただけないかなということをおもいますけれども、その点についてのみ答弁よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（古道 清君）** ご質問ありがとうございます。

図書館におきましては、さまざまな企画展を開催したりとか、工夫も凝らしておるんですが、長期的な低落傾向というのは現実的には起こっておるわけでございまして、当然、開館日の要望等も多いというのは承知しております。そういった中で、職場の議論を通じて、どういうよりよい図書館にしていくか、住民のニーズに応えられる図書館にしていくかということで、さらに議論を積み重ねながら、さらには先ほどおっしゃっていただきました人員体制等につきましても、必要があれば、そういうような面につきまして人事当局の方にもお願ひしながら、よりよいものにしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** ぜひ、図書館の充実の問題と、この主要地方道の道路改良がスムーズに、さらに進展しますように、町の行政の皆さんのご協力を今後ともよろしくお願ひ申し上げて、この問題の質問は、これで終わらせていただきます。

それでは2つ目の、保育の充実に向けての質問に当たらせていただきます。

子育て支援の最も重要となる保育の充実は、今、全国的な関心事であり、現在と未来をつくり上げていく上において重要課題と言えるものであります。子どもを安心して預けられる。親であるならば当然の願いであり、子どもの成長を願う親としてのぎりぎりの要求でもあります。そうした要求を満たしていくために欠かせない保育士が、全体的に不足していることが今日の問題となっております。

私は、その保育士問題の解消に向けた処遇改善を中心に、今回質問を行いたいと思います。

そもそも、保育士不足に陥っている主な要因は、保育士の低賃金と劣悪な労働条件によるものと思うものであります。それは、国の基準によってもたらされているわけであります。保育士の賃金というのは、全産業平均と比べると9万から10万円も低いと言われております。国が認可保育所の運営費を算出する際の人件費が低く見積もられていることが、その根本原因であります。また、保育士の人数の配置基準が実情に合わないために、賃金を国の基準よりさらに下げて、保育士や臨時職員を配置せざるを得ず、一人ひとりの賃金は一層低くなるという悪循環がもたらされているわけであります。さらに、完全週休2日制が前提となっておらず、保育士は必ず時間外労働を行うことが前提となっていたり、事務や保育の準備の時間も保障されないなど、厳しい労働条件の基準になっているからであります。

また、保育士は高い専門性が求められているにもかかわらず、それに見合った処遇になっていないことであります。国の運営費の算出では、保育士の経験年数による賃金の上昇分は11年で頭打ちと言われております。保育は経験が大切な仕事であるにもかかわらず、保育士は若いうちに退職するのが当然と思われるような処遇の制度であると言わなければなりません。保育士不足を解消するために、あくまで国の責任で保育士の賃上げ、処遇改善を行うことは、何よりも今重要なことではないでしょうか。

そうした背景のもとで、安倍政権は今年の参議院選挙を前に、待機児童解消、保育士不足の解消を求めお母さんらを先頭とした、かつてない国民運動や世論に押されまして、保育所の増設をはじめ、保育士の賃金を来年度より月額6,000円引き上げることを打ち出しました。しかし、根本問題がこれで解決したわけではなく、今後も国に対して運営費の基準を引き上げるなど、責任を追及していくことは当然のことであると思います。

現在、町内には公立保育所が4園、民間のわらべ保育園が2園、合計6園が幼児保育に携わっていただいております。その中で、とりわけ認可保育所であるわらべ保育園は、先にも指摘しましたように国の運営費や処遇の基準によって、保育士への厳しい待遇が余儀なくされております。賃金面においても、町立水準より相当低

くならざるを得ない状況は、今なお続いているわけであります。町当局もその実態をよくご存じのことだと思ふわけであります。町内の幼児保育実施に全ての義務を背負っている町行政として、民間であるわらべ保育園に、国や県制度とは別に町単独の運営補助を行っております。しかし、保育士の賃上げなど処遇改善にまで至っていないのが、これまた現状でもあるわけであります。

そこで、次の点について伺います。その1つは、町内の幼児を公立と民間で保育しているもとの、民間であるわらべ保育園に対して、保育士の賃上げなど処遇改善を行政の責任と義務で、町単独制度を創設できないのかどうか。ぜひ伺いたいと思います。

2つには、保育の質的向上を図るため、公立と民間との研究・交流を図るべきではないでしょうか。この点につきましては、公立保育所にとって、わらべ保育園の存在は大きなものであったと思われまふ。ともに学び合い、交流を行うことは、保育の充実にとって大切ではないでしょうか。改めてこのことを伺うものであります。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 保育の充実に向けてご質問をいただきました。

保育士の処遇改善につきましては、国においては平成25年度から実施され、現在では施設型給付費として民間保育所に給付されており、国においても保育士の処遇改善の必要性は認めているところでございます。

現在の状況としては、平成29年度から保育士の給与を月額2パーセント、約6,000円引き上げるとの報道がされております。今後につきましても保育士の処遇改善に向け、国に働きかけることとして町村会を通じて県に要望してまいりたい、このように考えております。

なお、保育士の処遇改善を町の独自措置でと、こういうご意見でございますが、なかなか不十分ではあります。今、県や国の制度等も使いながら一定の補助は実施してところでございますが、現在の状況のもとで、抜本的なところについて町だけで対応するという事は、なかなか難しい点があろうかと、このように思っております。

次に、公立と私立の交流についてでございますが、お互い交流を図ることは重要なことであると考えております。現在、公立3園、私立保育所と園長による連絡会を開催し、意見交換を行っておりますが、今後につきましては、保育士同士の交流についても実現に向けて研究してまいりたいと考えております。こうした交流を通じて、日野町全体の保育の質的向上を図る機会になるよう努力したいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、再質問させていただきます。

全体的に、独自の制度、その措置は難しいと言われますけども、補助金要綱なんか、ちょっと見させてもいただきましたけれども、町単独でやられているところが、現に日野町でもあるわけで、その中の、保育士の人件費そのものの独自制度はないということを私は述べたわけで、ぜひそれを実現してもらいたいなという、そういう意味で述べたわけでございます。

そこで、1つは聞かせていただきたいのは、この処遇改善というのか、民間の、特にわらべ保育園でありますけれども、賃金水準そのものが若干低いということは以前から言われておりますし、町としてもその点の認識はされてるんかどうかということが1つと、同時に、現場でありますわらべ保育園福祉会の方からでも、そういった要請、要望はあるんかどうか、ぜひその点について聞かせていただきたいと思えます。

先ほど述べましたとおり、認可保育所に対する国からの運営費、委託費の補助基準そのものの中に、人件費そのものがやはり低く抑えられているという、そういう構造的な欠陥が国の制度としてあるわけです。これを若干変えようというのが、今の月6,000円上げようというのが、その中身でありますけれども、そういう構造的に若干低まっているということについても、町の方は当然ご承知だと思いますけれども、そういった意味から見て、現在の日野町の民間保育所の処遇的な、特に賃金的な問題についてのご認識をぜひ伺いたいと、このように思います。

それから、2つ目の問題にありました交流の問題でありますけれども、これは、確かに園長さん同士との話はされるという話ありましたけど、これ、民間保育所ができて、もう30年以上たつんですか。というのは、当時、公立の、町立の保育所は、民間保育所ができて相当勉強になったという話を聞いております。当時の町長は、もっと民間に学べということも言われました。つまり、長時間保育をやるという、精力的に民間さんがされまして、わらべ保育園さんがされて、公立も負けてたらあかんやないかということで、職員自身の意識改革もそこで始まったわけです。

そういう今日までの歴史があるわけで、そういう意味では、公立であろうと民間であろうと、同じ日野町の幼児が保育園で成長、保育を受けているわけです。そのために、公立と民間の分け隔てがあってはなりませんし、当然、横との交流はもっともっとやられるべきだと思います。ただ、やってきた内容だけの話、事務的な問題でなくて、当然、質的な中身を大いにやらんと今いかなのかなということを私は思います。これは、ある意味では、もっと成長してもらうためにも、やっぱり保育の必要性というものを中身として理解してもらうためにも、ぜひそういった交流を頻繁に、職員も含めてやっていただきたいと思えます。

先ほど、こういった職員との関係については、今後できるように検討、研究もしていこうという話でありますけど、これはもう本当にやるべきだと私は思いますけ

れども、その点についてのご決意をよろしくお願い申し上げたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 福祉課長。

**福祉課長（宇田達夫君）** 對中議員の方から再質問の方いただきました。

わらべ保育園の保育士さんの処遇に、給与水準等についてでございますが、私も今、認識しておりますのは、わらべ保育園さん、寄せていただきますと、職員さん若いなということでございます。どうしても民間の保育所の方ですと、若い保育士さんが順番に変わられていることが多いのかなということも、見ていて思っております。そのようなことで、どうしても保育士さんについて、若い職員さんですと給料も低いということもあるでしょうし、そのような認識をしているところでございます。

そして、わらべ保育園さんからの要望ということでございますが、実は、今度第2わらべ保育園の方を60人から80人にしてほしいという、今お願いをさせていただきました。これをしますと、実は60人換算定員と80人定員では、こちらからお支払いを、国の方からおりてくるお金が当然安く、単価が下がってまいります。その点で、来年に向けて、わらべ保育園さんにつきましては、大変また一段と厳しい経営状況になるのではないかと心配はしております。そのあたりにつきましては、合理的な支援策といえますか、そのようなものが何か必要になるのではないかとということも認識しております。その点につきましては、今後しっかりと考えていかなければならない点ではないかというふうに思っております。

そして、交流についてのことでございます。現在、公立を含めまして各園長での交流というのは、先ほどもありましたように行っております。そして、保育士さんの交流ということで、今回こうしてご質問をいただいた中で、なぜできてないのかな、おっしゃるようにやっぱりやるべきことだというふうに私も考えております。ずっと調べてみますと、10年ぐらい前に一度交流をされたということがございますが、なぜか数年でそれが終わっているようなことも、少し調べている中では出てきております。お互い交流することで学び合えることというのはたくさんあると思っておりますので、ぜひ、今年度はもう、来月になりましたら各園長の方の交流を実施していただきますので、その中で、その点についてもご協議をいただけるように進めていきたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** あと1回だけではございますけれども、先ほどの第2わらべ保育園の60から80の話がされまして、これは質疑の中でもそういった答弁がされていたわけですが、それも運営費の関係、単価そのものが下がっていくという、たくさんの人を集めれば、補助金が増えるんかといえば逆に減るという、悪循環の今、制度になっています。つまり、たくさんの方がすれば経費が安くて済むという、

こういう感じかなと、こういうふうに思うわけですがけれども、これをたちまち変えていかなければならない問題があります。

ということもありまして、これ、私自身もそれを思っていた。そういう意味で、ぜひ来年以降20名増やされる、当然、鎌掛のおおぞら分園が、1歳児、2歳児でありますけど、これが1、2年後には皆卒園されて、どこかの3歳児に入らなきゃならん。そのためにも、第2わらべ保育園が20に増やされるというのはぴったりかなと私は思うわけですね。そういう意味で、ぜひそれを実現していただきたいと思っておりますけども、そのためにも、今の単価そのものが下がる問題と、賃金そのものをもう少しレベルアップしていくという問題とは、並行して同時に追求すべきではないかなということを思います。

今、経験年数によって、先ほど言いましたように10年ちょっと過ぎれば、国制度は頭打ちということが言われておりますけれども、滋賀県下の中でも、経験年数に応じて若干助成されている自治体もあるのではないかと思いますね。ちょっとその点については検討もしていただいて、本当にどうなんかなということ、この際、今の、さらに20名増やされるこの時期だからこそ、今、検討ができるのではないかなとこのように思いますけれども、再度その点についてのご決意というのを、お考えをぜひ聞かせていただきたいと、このように思います。

**議長（杉浦和人君）** 福祉課長。

**福祉課長（宇田達夫君）** 経験による加算ということでございますが、早速県内の各市町の状況、いろいろと調べさせていただいて、その中で可能なことであれば対応できるように進めていきたいと思っております。

先ほどの答弁の中で園長会の方、私、来月というふうに申しましたが、今月末に予定をしているということで訂正をさせていただきます。

何よりも保育園で子どもたちの笑顔、子どもたちの大きな声が響き渡るには、やはり、保育士さんも元気に働いてもらうことが何よりと思っておりますので、今後とも検討させていただきたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** これ以上もうお話はできませんけれども、今言われている保育行政の義務でもあり、責務を負っている行政としても、この保育がより充実されるように、賃金面も含め、運営上も含めて、ぜひご検討、よりよい方向になっていただくようにご努力いただくことを最後をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 以上で、通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終わります。

委員会審査および調査につきましては、16日、午前9時から予算特別委員会、午

前11時から日野町立認定こども園の設置等に関する特別委員会、午後1時からは厚生常任委員会、午後3時から総務常任委員会を、20日には午前9時から産業建設常任委員会、午後2時から人口減少対策特別委員会を、21日、午前9時から地域経済対策特別委員会をそれぞれ開き、委員会での審査および調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

9月27日におきましては本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

**議長（杉浦和人君）** ご苦労さまでございました。

— 散会 15時59分 —